

BULLETIN

DE LA

SOCIÉTÉ PÉNITENTIAIRE DU JAPON

(FONDÉE EN MARS 1888.)

No 65. OCTOBRE 1893.

(LE BULLETIN PARAÎT TOUTS LES MOIS.)

大日本監獄協會雜誌

明治廿六年十月行

第六拾五號

每月壹圓發行

明治廿一年五月創刊

會告

本會に送附する爲替金は東京集治監官舎石澤謹吾氏宛にて東京千住南組千住郵便局に振り込みの事

○通運便を以て送金せられ候節は必ず其持込賃御添へ被下度

○郵券を以て代用せらるゝときは二割増たる事

○會費の送附及び會計に關する往復文書は
東京集治監官舎にて庶務局長石澤謹吾宛

○會計に關せざる往復文書は
東京市牛込區神樂町大日本監獄協會事務所宛

右廣告致し候事

明治廿六年九月 大日本監獄協會

●本誌寄書家に拜告す

本誌寄書家の玉稿は其無名なると匿名なるとに拘はらず都て之を掲げ申度就ては積々玉稿を寄せられんことを切望す但し紙數限りあるを以て長文の御寄書は自然掲載方後るゝことあるを免かれされは成るべく簡單なるものを寄せられたし

(明治廿五年五月六日逓信省認可)

明治廿五年五月六日逓信省認可

本日大監獄雜誌	
廣告料	定價表
十行以下 十一行以上 十二行以上 十三行以上	一冊 金七錢 半冊 分六冊 金四十二錢 一ヶ年分十二冊 金八十四錢 （五号活字二十五字詰一行二付） （五号活字二十五字詰一行二付） 五錢五厘 四錢五厘 五錢 四錢五厘 五錢 四錢五厘
廿一行以上	但交換廣告一切謝絶ス

發行兼編輯者 佐野 尚
印刷者 池田 宗平
印刷所 東京並木活版所

明治廿六年九月三十日發行

發行所 東京市牛込區神樂町二丁目廿二番地 大日本監獄協會事務所
賣捌所 東京市淺草區黑船町廿八番地 東京並木活版所書店
東京市牛込區神樂町二丁目廿二番地 臨池書院
其外各書店

大日本監獄協會雜誌第六十五號目次

官報

○五 件

論說

○如何にせば監獄制度の本旨を貫徹すべき乎(承前)..... 法學士 石田 氏 幹

編載

○監獄作業論(承前)..... 加地 鈔太郎 譯

雜錄

○三 件

○無罪は全監の主眼なり神監なり○刑事被告人の境遇○囚人をして公務に與らしむる勿れ○假出獄の許可を得たる者○人口と在監人との比較表○靜岡縣監獄署參觀記○看守諸君のために賀し併せて本會の意見の行はれたるを悦ぶ○齒木如長氏の講話○看守俸給増加に就きて○本會協議會

編譯

○ホワールド協會年報記事..... 松川 敏士 譯

通信

○海外通信○靜岡縣出獄人保護會社報告○岡山感化院證書授與式○故フオンゼーパツハ氏の追悼會○看守講習卒業○年金給與○鐵務會議○北海道監獄署○大坂府監獄を觀る○京都府に於ける監獄醫協議會

寄書

○看守の採用に就きて○看守勤務法を改正するを要す○本野孝太君に答ふ○全○司獄官の服制を設けられんと望む○押丁を全廢するの議○在監人發信書封紙の裏面記載方に就きて

小說

○仲なほり(下)..... かめや主人

獄事彙報

○數十件..... 三一

廣告

警保局長小野田元熙先生著

泰西監獄問答錄

全壹冊 代價郵稅共 金八拾錢

舊内務省監獄課員神谷彦太郎君譯

英國獄事情

全壹冊 代價郵稅共 金二拾八錢

本書ハ大英國ノ模範獄トシテ有名ナル「ベントン」ノヴィル獄一ノ事情ヲ譯出セラレシモノニ係ル獄事家タル者ノ宜ク一讀シ給フヘキ良書ナリ

大日本監獄協會佐野尚君譯

歐米監獄事情

第十冊迄既刊壹冊代價金 四錢九厘乃至金二十五錢

本書ハ廣ク歐米監獄ノ事情ヲ得意ノ精華乃至翻譯セラレシモノナレハ獄事家ノ座右ニ欠ク可ラサル參考書ナリ

佐野尚君譯

佛國監獄改良論

下 卷 代價郵稅共 金二拾八錢

本書ハ佛蘭西監獄改良ニ依テ來リシ所ヨリ其今日ヲ致シタル顛末ヲ論述シタル原書ノ意義ヲ秋毫モ誤ラス最モ詳細ニ譯出セラレシモノナリ

佐野尚君譯

佛國監獄改良論

上 卷 代價郵稅共 金貳拾八錢

神谷彦太郎君譯

華氏監獄論

全壹冊 代價金四拾錢

佐野尚君譯

萬國議事提要

全壹冊 代價金六拾錢

神谷彦太郎君譯

英國獄事問答

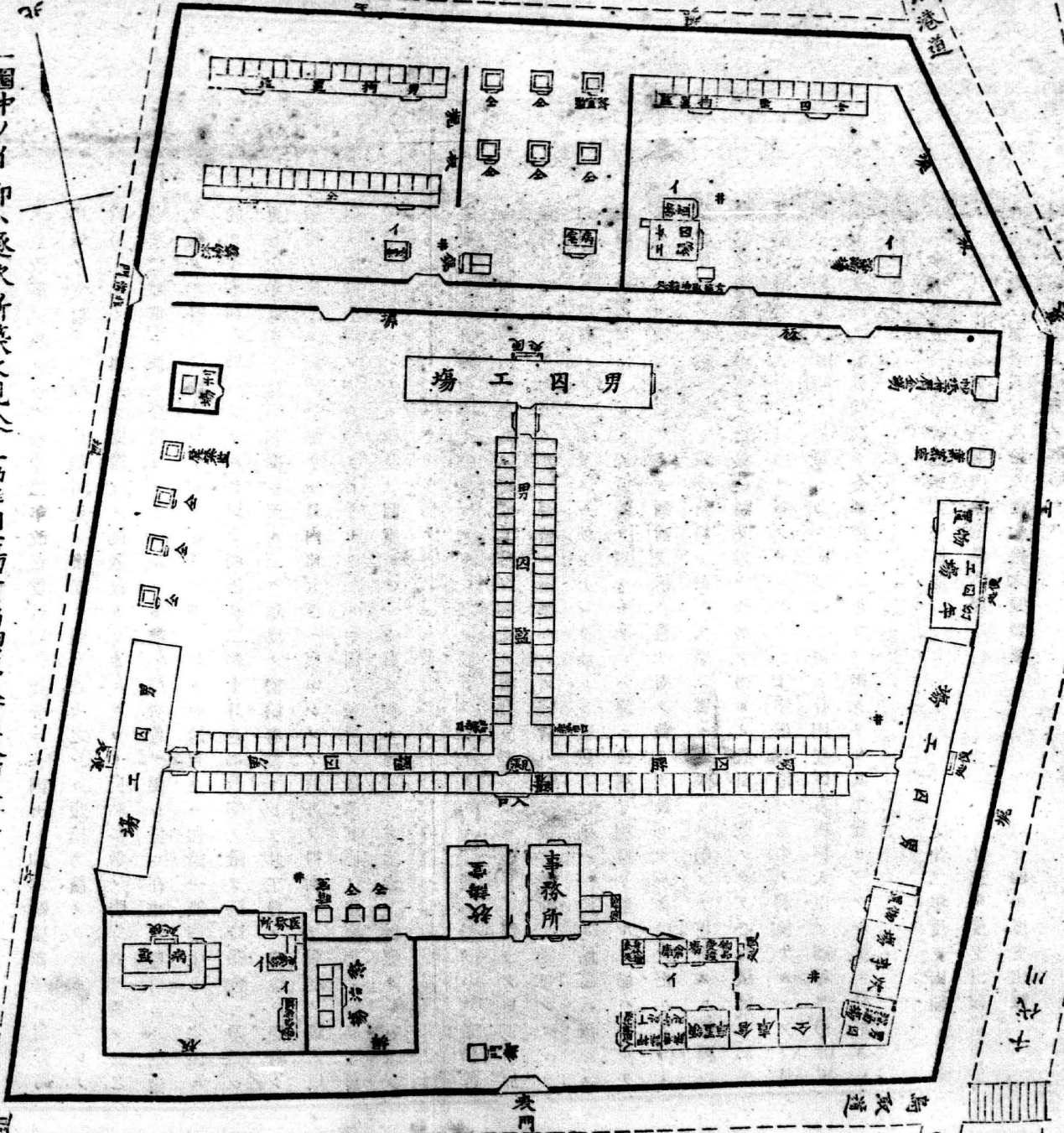
全壹冊 代價金五拾錢

右改良論以下四書ハ賣切ニテ目下絶版ニ候得共何レモ獄事家ニ欠ク可ラサル最要書ナレバ豫約法ヲ以テ再版ス

東京市牛込區神樂

町二丁目廿二番地

臨池書院



圖中ノイ印ハ逐次新築之見込
 監獄敷地總坪數 壹万五拾五坪
 全上建坪 千三百拾坪
 内 十七坪七合五タハ 廿五年年度
 五十八坪 廿六年年度
 拾錢トス

一幼年囚工場付屬物置及女監取締人詰所ハ
 廿六年度廢及抄紙付屬金場ハ廿五年度ニ於
 テ建築セシモノニシテ其工費三百五拾八圓參
 拾錢トス

同園ハ印土堀ニシテ(人造石又ハ服服タ、キトモ云フ)高十内部八一丈二尺
 丁字形監房百廿房男拘留置監房三十房女囚監十房全上拘置監四房刑事被告入
 病室二房囚人病室三房懲治場四房但病室ヲ除ク外監房八庫全一構造ニシテ三間三間半
 幼年監房八別ニ設クス丁字形ノ獄房ヲ充ツ
 改築設計ノ當時七百八ノ拘禁スル目的ナリキ

島根縣監獄署改築要畧

本監改築ノ舉タル明治廿二年改正監獄則ノ發令ニ基因セリ抑本縣監獄署ハ舊管島根縣ノ支署ヲ繼續シ爾後囚徒ノ増殖ニ隨ヒ漸次之レカ規模ヲ擴メタルモノニシテ監房工場ノ結構甚タ完備セズ位置良カラサルニヨリ自然多數ノ警守者ヲ要シ加之改正監獄則ニ據リ分房セントスルニ多額ノ修繕費ヲ要シ僅ニ在來ノ監房ニ小區畫ヲ設クル等ニ過キスシテ却テ益不完備ヲ來タシ檢束上ハ勿論一般衛生上ノ關係ニ於テモ不都合甚カラサルヲ以テ明治廿二年十月全部改築ノ議ヲ臨時縣會ニ諮問シ更ニ今年度ヨリ廿四年度ニ至ル三ヶ年度ノ繼續事業トシテ其工費ノ豫算ヲ發付シ議會ノ決議ヲ經テ全年十一月內務大臣へ稟申シテ許可ヲ得初メテ敷地ノ購入地固メ周圍土塀ノ築造等ニ着手セリ然ルニ囚人監房ノ構造其他ノ建築物ノ配置等舊監獄ニ比スレハ大ニ改良ノ圖案ナリシト雖モ尙ホ詳密ニ其方案ヲ探究スレハ未タ全ク完備シタリト爲テ得ス仍テ更ニ囚人監房ヲ丁字形ノ構造トシ其他經理用附屬建築物ノ配置等全体ヲ變更セントシ之カ設計ヲナシタルニ工費ニ於テハ六千四百余圓ト尙ホ且物價騰貴ノ爲貳千參百余圓ノ増費ヲ要スルニ至レリ仍テ更正追加豫算ヲ發シ廿三年度ノ臨時縣會ニ附議セシモ議會ハ前決議ノ精神ヲ固守シタルヲ以テ終ニ増費ハツノ否決スル所トナレリ然レモ監獄ノ建築ハ一時ノ姑島ニ流レス永遠ニ適用シ得ラル、ノ目的ヲ以テセサレハ終ニ改築ノ利益ヲ見ルヲ能ハサルヲ以テ更ニ再議ニ付シタルモ猶前決議ノ通り固ク執リテ動カサルヲ以テ止ムヲ得ス諸建築物ノ坪數ヲ減シ或ハ材料ノ如キモ事ニ害ナキ限リハ勉メテ省略スル等種々調査ノ末漸ク最初ノ豫算金額ヲ以テ改築シ得ルノ設計ニ改メタリ必竟議會ニ於テ費額ノ増嵩ハ民力ノ負擔ヲ憂フルニアリテ丁字形構造ハ將來ノ利便ナルハツノ是認スル所ナルヲ以テ異議ナカリシヲ以テ更ニ廿四年四月內務大臣ノ認可ヲ得廿五年七月ヲ以テ悉ク工費ヲ全部移轉スルヲ得タリ今其工費ヲ三ヶ年度ニ分別スレハ左ノ如シ

金五千五百參拾 拾六錢四厘

金八千八百九拾 四拾七錢六厘

金壹萬參千八百八 圓七拾六錢參厘

以上改築經營上沿革ノ如シ

廿二年度支出額
廿三年度支出額
廿四年度支出額

大日本監獄協會雜誌第六十五號

明治廿六年 十月

官報

勅令

朕看守俸給ニ關スル件ヲ裁可シ茲之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十六年十月十九日

內閣總理大臣 伯爵伊藤博文
內務大臣 伯爵井上馨

勅令第百十五號

- | | | |
|--------------------|-----------|-------|
| 任德島縣典獄 | 新潟縣參事官正八位 | 白倉通倫 |
| 任高知縣典獄 | 德島縣典獄正八位 | 白倉通倫 |
| 任高知縣典獄 | 內務屬 | 神谷彦太郎 |
| 高知縣典獄 | 神奈川縣典獄 | 神谷彦太郎 |
| 京都府典獄 | 小泉保直 | 小泉保直 |
| 德島縣典獄 | 小野勝彬 | 小野勝彬 |
| 高知縣典獄 | 福原元資 | 福原元資 |
| 永松傳 | | |
| 非職ヲ命ス(以上九月二十六日內務省) | | |
| 敍從六位 | 正七位 | 八木秀太郎 |
| 敍正八位 | 北海道集治監書記 | 小泉義行 |
| 依願免本官 | 非職京都府典獄 | 小野勝彬 |

ヲ設クル等ニ過キスシテ却テ益不完備ヲ來タシ檢束上ハ勿論一般衛生上ノ關係ニ於テモ不都合甚カラサルヲ以テ明治廿二年十月全部改築ノ議ヲ臨時縣會ニ諮問シ更ニ今年度ヨリ廿四年度ニ至ル三ヶ年度ノ繼續事業トシテ其工費ノ豫算ヲ發付シ議會ノ決議ヲ經テ今年十一月內務大臣へ稟申シテ許可ヲ得初メテ敷地ノ購入地固メ周圍土塙ノ築造等ニ着手セリ然ルニ四人監房ノ構造其他ノ建築物ノ配置等舊監獄ニ比スレハ大ニ改良ノ圖案ナリシト雖モ尙ホ詳密ニ其方案ヲ探究スレハ未タ全ク完備シタリト爲ラ得ス仍テ更ニ四人監房ヲ丁字形ノ構造トシ其他經理用附屬建築物ノ配置等全体ヲ變更セントシ之カ設計ヲナシタルニ工費ニ於テハ六千四百餘圓ト尙ホ且物價騰貴ノ爲貳千參百餘圓ノ増費ヲ要スルニ至レリ仍リテ更正追加豫算ヲ發シ廿三年度ノ臨時縣會ニ附議セシモ議會ハ前決議ノ精神ヲ固守シタルヲ以テ終ニ増費ハソノ否決スル所トナレリ然レモ監獄ノ建築ハ一時ノ姑息ニ流レヌ以テ更ニ再議ニ付シタルモ猶前決議ノ通り固ク執リテ動カサルヲ以テ止ムヲ得ス諸建築物ノ坪數ヲ減シ或ハ材料ノ如キモ事ニ害ナキ限リハ勉メテ省略スル等種々調査ノ末漸ク最初ノ豫算金額ヲ以テ改築シ得ルノ設計ニ改メタリ必竟議會ニ於テ費額ノ増嵩ハ民力ノ負擔ヲ憂フルニアリテ丁字形構造ハ將來ノ利便ナルハソノ是認スル所ナルヲ 異議ナカリシヲ以テ更ニ廿四年四月內務大臣ノ認可ヲ得廿五年七月ヲ以テ悉クシテ全部移轉スルヲ得タリ今其工費ヲ三ヶ年度ニ分別スレハ左ノ如シ

金五千五百參拾 拾六錢四厘
 金八千八百九拾 拾七錢六厘
 金壹萬參千八百八 圓七拾六錢參厘

廿二年度支出額
 廿三年度支出額
 廿四年度支出額

大日本監獄協會雜誌第六十五號

明治廿六年十月

官報

勅令 朕看守俸給ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽
 明治二十六年十月十九日

內閣總理大臣 伯爵伊藤博文
 內務大臣 伯爵井上馨

勅令第百十五號
 集治監看守ノ俸給ハ最下限ヲ月俸八圓トス但敎習中ノ者ニハ月俸六圓ヲ給ス
 本令ハ廳府縣看守ニモ適用ス

附則
 本令ハ明治二十七年四月一日ヨリ施行ス

●敍任及辭令
 任京都府典獄 福井縣典獄從七位 六角 耕雲
 任神奈川縣典獄 京都府典獄從七位 六角 耕雲
 任福井縣典獄 內務屬 小川滋二郎
 任福井縣典獄 神奈川縣典獄 小河滋二郎
 任福井縣典獄 裁判所書記 高木正謙
 任福井縣典獄 高木正謙

任德島縣典獄 新潟縣參事官正八位 白倉通倫
 任高知縣典獄 德島縣典獄正八位 白倉通倫
 任高知縣典獄 內務屬 神谷彦太郎
 任高知縣典獄 高知縣典獄 神谷彦太郎
 任高知縣典獄 京都府典獄 小野保直
 任高知縣典獄 德島縣典獄 福原元資
 任高知縣典獄 高知縣典獄 永松傳

(各通)
 非職ヲ命ス(以上九月二十六日內務省)
 敍從六位 正七位 八木秀太郎
 敍正八位 北海道集治監書記 小泉義行
 依願免本官 非職京都府典獄 小野勝彬
 德島縣典獄 白倉通倫
 新潟縣逓信費會計主務官ヲ免ス 福島縣典獄 小野木源次郎

●官吏發著
 ○神奈川縣典獄小河滋二郎ハ一昨日上京セリ○高知縣典獄神谷彦太郎、德島縣典獄白倉通倫ハ一昨三日孰モ出發赴任セリ○京都府典獄六角耕雲ハ本月四日著任○高知縣典獄神谷彦太郎ハ本月六日著任○曾我部岐阜縣知事ハ本月七日、富山縣參事官增田知ハ一昨八日孰モ上京、福井

論說

●監獄協談會
 縣典獄高木正謙ハ同八日出發赴任セリ
 京都府監獄署ニ於テ去月二十五日ヨリ聯合府監獄醫務協談會ヲ開キ同二十七日閉會セリ其參會シタルハ大阪府及岡山、愛媛、高知、奈良、滋賀、福井、岐阜、岐阜、愛知、山口ノ諸縣ナリキ

●任免異動

依願教誨師を免せらる 岐阜縣教誨師 鷺見 了順君
 依願教誨師を命ぜらる 佐々貴進 海君
 大坂府看守 岡田 竹次郎君
 大坂府監獄書記に任し十級俸を給せらる 大坂府看守 三上 哲九君
 看守部長を命ぜらる 全 中原治左衛門君
 全 竹村 兼吉君
 全 佐賀縣看守 梅村 喜久太君
 全 滿岡 文六君
 全 依願本官を免せらる 廣島縣看守長 村上 彦八君
 廣島縣看守長に任し八級俸を給せらる 朽木縣看守長 高田 眞清君

論說

如何にせば監獄制度の本旨を貫徹すべき乎 (承前)
 法學士 石田 氏 幹
 慈善家の慈善にしてセントペトルの慈善主義に倣はざれば尺害あるも寸効なきが如く協會及び會社の救助にして其方法を得ざれば犯罪人及び貧民を増加するも其數を減するなきが如く貧兒養育所の設置又は小兒律の規定にして曾に政治の裝飾品たるに止まらざれば善良の民を苦しましむるおどを得るも邪惡のもの如何ともすること能はざるが如く監獄制度其物にして唯文明の裝飾品たらしめ其方法取扱にして其當を得ざるに於ては善良の民は其負擔に呻吟し邪惡の徒は其恩恵に冷笑するも曾に其効を奏せざるのみならず社會に害毒を流すや實に淺渺にあらざるを知るべし殊に犯罪人取扱方にして寛容に失するが如きは最も其當を得ざるものにして其結果たるや犯罪人は最も恐怖心を起さざるべく其前非を悟らざるべく從ひて改悛の道は絶えてなく反つて獄舎を以て樂土となすの傾を生すべきなり
 上述の如くなるを以て時として或は最も善良なる監獄と稱するものにして反つて實際上最も監獄制度の本旨に副はざる不良の監獄たることあるは屢々なりとす今之を事實に徴すれば英國ゾブリンの近傍なるラスタ監獄は之を廻らすに塙壁を以てせざるにも一人の囚徒だも逃走するものなかりしかば世人大に之を稱して最も善良なる監獄

とせしと雖も一旦ラスタ監獄の廢止するに當たりてや其在監囚徒は或は暴力を以てせしと雖も其轉送を拒む有機ありしと云ふ其以て犯罪人取扱方にして寛容に失するが如きは反つて獄舎を以て樂土となさしむるの惡結果を生し最も懲戒の實なく一見善良なる監獄の如しと雖も實は最も不良なる監獄なるを證するに足るべし
 殊に女囚監獄の如きは最も善良なる監獄と唱道せらるゝものど雖も反つて最も不良なる監獄たるとなきにあらず今一例を擧ぐればロンドン近傍の女囚監獄又はインデアナポリス女囚監獄の如きは他の模範監獄なりと稱せられきと雖も實際此等監獄に於ける罪囚は「吾等は此獄舎に於ては其だ愉快なり真に愉快なり全く愉快なり」と嘯々し居れり而して此等のことたるや善か惡か更に喋々を俟たざるべし此の如く罪囚取扱方にして寛容に失するときは毫も罪囚は恐怖心を起さざるなり前非を悟らざるなり従ひて改悛の道は絶えてなきなり懲戒の効は更になきなり是を以て監獄制度の本旨に副はずと謂はすして何をか監獄制度の本旨に副はずと謂はん余故に云ふ犯罪人の取扱方にして寛容に失するは監獄制度の本旨に副はずものばなしと嗟呼亦熟思一番せざるべからず

監獄作業論 (承前)

學園博士 クロイネ述

第七章 作業の収益

加地 鈔太郎譯

監獄作業の収益は民間の作業に及ばざるものと遠し、蓋し世人の所謂作業の収益とは果して眞の収益として見るに足るべきか否か疑なき能はざるなり、収益を算出するの法種々あり、而して収益をして可成的多かつしめんと欲するの弊や往々其の計算に詭譎を來たすは亦免るべからざる所ならんか、之を例せば監獄署の自用に供する作業には總て賃銀を給せず又は僅少の賃銀を給するものとするときは、作業の収入の減少すると共に監獄署の經費も亦減額を來たすの觀あり、若し之に反して是等の作業に對して相當の賃銀を給するものとすれば、監獄費の増加するだけ作業の収入も亦増加するは最も見易きの理なり
 希國內務省所管の監獄に於ては囚徒の從事する職内之雜業即ち炊事洗濯洒掃掃雪等に付きては別に賃銀を給せず然れども監獄署用の衣服器具器物等の作業に付きては一日一人に付僅少の賃銀を給す又同司法官その他官廳の所轄の監獄に於ては或る種類の作業に付土地賃金の賃銀を給す他官廳の爲め作業を行ふ場合に於ても亦然り、監獄署の徴する賃銀僅少なれば其の収入は無論少なきも該官廳は大に費用を節するとを得へし、然れども若し之に給するに相當の賃銀を以てせば其の収入の増加すると共に注文したる官署は之を負擔せざるを得ず、之を要するに何れの場合に於ても監獄作業の價格に毫も變更あることなく、只國家豫算の各項目に異同を見るに止るのみ、然りと雖も囚徒をして作業の缺乏なかつしめんか爲め、民間に於て損失相償はざるの故を以て行はざる所の作業を監獄に入る、

(未完)

而して官署は作業の収入より其の業に精勵する囚徒に賞與を給する義務なるべし、又作業に従事する吏員とても其の功勞あるものには其の中より同じく賞與を給するに於て敢て妨げあるものなし、但し此の賞與は決して利益配當の如く例へば収益の何割と云ふか如き方法を以てすべからず、何となれば官吏は刑罰執行の目的を考ふるよりも寧ろ収益の多からんとを勉むるに至るべきを以てなり、宇都宮司獄長所轄の監獄に於ては作業収入の總額を三分し其の二分は其の一年に於て司獄長に充て、他の一分は更に之の一年に司獄長の賞與に充つ(千八百五十九年十月二十九日の勅令并に千八百七十年一月十日)

諷 議

起床監獄

南 鷲 生 投 予

とは何ぞ某監獄に付したる一名なり或時在監人起床時間を〇〇に問ふ知らず〇〇に問ふ又知らず〇〇に問ふ其の語曖昧にして答詞に躊躇す依りて〇〇に問ふ是亦其の答に究し考一考する事須臾にして五時十六分(八月)なりと答へき咄何等の奇稱ぞ(床)

百足屋

全

とは何ぞ某監獄に行はるゝ一奇名なり蓋、其の名たるも是、非職、〇部、〇書記の如き獄務に經驗なき不用人物をエレキ的作用によりて採用したるが故なり獄事改良

典獄は全監の主腦なり神髓なり

(余の此の言を爲すまた偶然ならず)

典獄の監獄事務を執るは須く主腦の一身を支配するが如く其通敏達ならざる可らず彼の口能く言ふも目視すること能はざる者は我其の言たるを知る、手能く把握するも跣歩だに運するも能はざる者は我其の覺たるを知る、是に於て乎知る典獄の戒護に専なる者若しくは會計にのみ着目する者或は文書の整理にのみ従事する者亦其の不具たるを免れざるを、銘記せよ典獄は全監の主腦たり神髓たるものと

刑事被告人の處遇

(法律の不備に非ず自己の職に忠ならざる也)

拘留監として難駭喧囂なる下宿屋のならしむるものあり就きて其の理由を問へば曰く刑事被告人處罰の方法なきに因れりと焉んぞ知らん記律を保つに於いて必要なる利器即ち誣責其の他相當の處置を爲し得べき權あるを其のこれを利用する責を盡くさすして反りて責を法律の不備に歸せんとす余豈、責を嫁するの罪を責りざらんや然りと雖も余輩亦一方に向かひて他日監獄則改正の時其の明文を掲げられんとを希はずんばあらざるなり

囚人をして公務に與からしむる

勿れ

(言行相反するなき乎)

其の理由は余輩また嗟々言はざるべし唯囚人をして公務

の今日百足果して人間の機能を有するか、嗚呼あはれ

猿舞師の立睡

電信生報す

或猿舞師一日猿二頭を背て川端に出て、砂利を集めしむ此の猿舞師性來寐坊なる爲りか但しは夏の夜の短き爲めか其の處迄は知らざれども烈しき曇さを厭ひかねてか漸次睡境に入りきて左往右來恰も酒狂者の人事を辨へず路次を徘徊するが如し二頭の猿の機敏さよ直に之を認めて互に耳語さしがやがて逃走せんとするもの、如し傍觀生は堪へずやありけん故らに大聲を發して其の川邊を過ぎければ猿舞師は如何てか其の聽膜を破られざらん周章狼狽殆ど自失するか如し何事にも機敏なる猿のこととて亦直に此の体を見て今は其の計謀を思ひ止まりぬ嗟呼此の場合に傍觀生なからましかば實に危きことにてありき因に記す此の猿舞師は通常の猿舞師の如く戸毎に就きて食を求むるものにはあらずして〇〇費とかにて其の口を糊し其の若服は隨に當世流行の服に似たるものなりと云ふさて件の猿の素性を質すは餘り必要にはあらずされども探訪の序を以て知り得たる所を記せば此の猿は元來人間には相違なれども刑法とか云ふ網に罹りて猿繁きとせられたるものなれば之に因みて單に猿と變稱すとか云ひき

雜 錄

假出獄の許可と得たる者

(地方に依りて偏頗ならざるか)

翻閱一番前號の統計欄を観るに比較的によく假出獄を許されたる府縣は岐阜、佐賀、群馬、栃木とし一名だに假出獄者なきを山形、山口とす余輩は必ずしも其の多寡を以て監獄の良否を卜するの標準となす能はざるも地方に依りて或は偏頗に失するに非ざるなきかを疑ふなり請ふ最も多く假出獄を許されたる(比較的)岐阜の囚員と皆無なる山口とを對照せよ蓋、思半に過ぎん若し夫れ奈良の如き一人の假出獄者を得之を失ふものに至りてはまた論外と云ふべきのみ

人口と在監人の比較表

(識者請ふ余輩に教ふる所あれ)

讀みて該表に至れば東京、大阪、福島、徳島、京都の三府二縣は全國に於いて最も在監者多く神繩、鹿児島、石川、福井、岩手、新潟の如きは其の最も少なきものとす、斯くの如き原因果して焉にか存する識者殊に當局者は必ず十二分の考案あらざるならん余輩は其の説を與かり聞くを得べき乎

静岡縣監獄署參觀畧記

佐野 尙

余は去る十月三四の兩日を以て静岡縣監獄署に至り典獄千頭正澄氏に會し午前七時より午後九時まで署内に

ありて囚徒の動作及構造の模様等を巡視したり殊に夜に入りては暴雨盆を覆すが如く泥濘腔を没せしも余は一人して籠燈を携へ監房を巡視せり同五日を以て全演松監獄支署に至り署長丹波次郎氏に面會し署内を巡視したりき但し同署に在りて覽たる所は正午の止役喫飯の模様等なりとそ同五日夜を以て全沼津監獄支署に赴けり偶同署長加藤勇太郎氏余が旅寓を訪問せられしかば明朝を以て同署を參觀せんとを約せり依りて六日午前四時半暴雨を冒して同署に至りしに加藤氏と同署門前に於て邂逅せり乃ち相携へて署内に至り籠燈を提げて監房を巡り囚徒の臥蓆及起床、喫飯、就業其の他すべてを漏らす所なく觀覽したりき此の兩支署の構造は舊來の儘あれは不完全なるとは勿論なかつ監獄署は目下の構造に係り其の半は今造築しつゝありき其の構造に付きては聊か意見なきにあらす也雖もそは他日に譲らん唯、囚人取締の行届きたる動作規律の嚴肅なるは頗る感服に堪へざるものあり此の規律は本支署どもに一定にして寸毫の差違なきは他に多く見ざる所なり依て余が目撃したる服役囚動作順序と入浴動作順序とを左に掲げて其の一斑と讀者に紹介す尙次号には同監獄署新築全圖を掲げて一覽に供すべし

服役囚動作順序

一 服役囚受持工場に至るや一團毎に左の令を下し人員を点檢し順次喫飯せしむべし

一 氣を付け一、番号 一、禮 一、右(左)へ一向け

一、喫飯(此の令にて嗽所に向け秩序正しく進行せしめ數に應じ箸を與へ順次喫飯せしめ喫飯了れば手拭を懷中に收め着席の方向を取り靜肅に豫定の地位に起立し次令を待たしむべし但し鹽水は水番をして之を分配せしめ水量は一四柄杓一杯に限るべし)

一 何番着席 此の令は一團の鹽水四員を以て一番と定め(二番三番)該四員鹽水了り各自着席の地位に立列するを認めたる毎に下すべし)

一 食事番(此の令にて食事番を看守所前に呼出し次令を待たしむべし)

一 運搬(此の令にて押丁警護食物を豫定の場所より運搬せしむ)

一 配食(此の令にて各囚に食物を配與せしむべし尤も湯番に限り相當の時間を見計ひ「湯番」の令にて喫飯準備を爲さしめ「喫飯」の令にて食事をなさしめ再び「湯番」の令にて食事を止めしめ各囚に配湯をなさしむべし)

一 喫飯(此の令にて一禮爲し一齊に喫飯せしむべし)

一 禮(此の令にて食事を止め禮をなさしむべし)

一 食器集め(此の令にて食事番をして各囚の食器を集め豫定の場所に並列せしむべし)

一 納め(此の令にて押丁警護豫定の場所に食器を納めしむべし)

一 就役準備の合圖あるや左の令を下し動作せしめ就役の

合圖に由り一齊に作業に着手せしむべし

一 何番(此の令にて當番のみ起立せしむべし)

一 準備(此の令にて指定の作業所に進行準備せしむべし)

一 行廁の合圖あるや左の令を下すべし

一 何番(此の令にて行廁相當の人員を起立せしむべし)

一 行廁(此の令にて行廁すべき囚人は先つ小刀類を看守所に納め秩序正しく便所に向け進行せしめ用便を達したる后再以て看守所より該器を受取り就業せしむべし但し大小用の通路を區分すべし)

一 正午止役及罷役、喫飯、鹽水等の手續は前手續に同じし

一 雖も正午止役及罷役、鹽水は尙左の區別に由らしむべし

一 正午(輕役に服するものは一盥の水を以て數人共用して手先のみを洗はしめ強役に服するものは一囚毎に柄杓一杯を與へて顔面をも洗ふことを許すべし)

一 罷役(輕役に服するものは一囚毎に柄杓二杯を與へ頭髮及び顔面を洗はしめ強役に服するものは一囚毎に柄杓三杯を與へ頭髮顔面及び身体を拭ふ事を許すべし但し鹽水の際は一盥の水を起立せしむると同時に手拭を懷中より出たし獄衣の塵を拂はしむべし)

一 罷役の合圖あるや一齊に作業を止め諸器械を查收すると同時に左の令を下すべし

一 掃除番(此の令にて圃園及工場を掃除せしむべし)

一 全囚喫飯了りたるや左の令を下すべし

一 何番此の令にて還房すへき當番のみ起立せしむべし

一点檢(此の令にて看守所前に整列せしむべし)

一 氣を付け一、番号 一、禮 一、右(左)へ向け

一点檢の合圖あるや左の令を下すべし

前へ一進め(但し二列に作らしめたるときは二列に前へ進め一の令を下すべし)

囚人入浴動作順序

一 入浴に相當する囚人は還房后左の各項により動止入浴せしむるものとす但し入浴日時は時令を以て之を定む

一 出房(一房毎に開盥し各囚を通し一列に整列せしむ但し入浴囚員は一回五十名を以て最高數となす)

二 氣を付け 三、做らへ 四、番號 五、右(左)へ向け 六、前へ進め(浴場に向け進行せしめ先行者浴場に着するを認め左の令に由り順次入場せしむ)

七 入場(順次既定の場所に衣服を掛けしめ十名を以て一團となし左の令に依り流湯を爲さしむ) 八、一番流湯(順次衣服を脱ぎ湯縁に着き流湯せしむ) 九、一番入浴(一番囚員流湯するを認め湯縁右側より靜肅に壹名宛入浴せしむ) 十、二番流湯(第八の例に同じ) 十一、二番入浴(第九の例に同じ) 十二、三番流湯(第八の例に同じ) 十三、三番入浴(第九の例に同じ) 十四、一番出浴(浴室の右方より壹名宛洗場へ出て正面の方向を取り屈洗垢せしむ但し入浴時間は一回二分間とす) 十五、四番流湯(第八の例に同じ) 十六、四番入浴(第九の例に同じ) 十七、二番出浴(第十四の例

に同じ) 十八 五番流湯(第八の例に同じ) 十九 五番入浴(第九の例に同じ) 二十 三番出浴(第四の例に同じ) 二十一 一番流湯(輪次既定の湯縁に着き流湯せしむ) 二十二 一番入浴(第九の例に同じ) 二十三 四番出浴(第十四の例に同じ) 二十四 二番流湯(第八の例に同じ) 二十五 二番入浴(第九の例に同じ) 二十六 五番出浴(第四の例に同じ) 二十七 三番流湯(第八の例に同じ) 二十八 三番入浴(第九の例に同じ) 二十九 一番盥嗽(浴室を出て身体を拭ひ静肅に盥嗽をなさしむ) 三十 四番流湯(第八の例に同じ) 三十一 四番入浴(第九の例に同じ) 三十二 二番盥嗽(第廿九の例に同じ) 三十三 一番着服(順次既定の場所に至り衣服を着け三列と作らしむ) 三十四 五番流湯(第八の例に同じ) 三十五 五番入浴(第九の例に同じ) 卅六 二番着服(第三十三の例に同じ) 卅七 三番盥嗽(第廿九の例に同じ) 卅八 三番着服(第卅三の例に同じ) 卅九 四番盥嗽(第廿九の例に同じ) 四十 四番着服(第三十三の例に同じ) 四十一 五番盥嗽(第廿九の例に同じ) 四十二 五番着服(第卅三の例に同じ) 四十三 右(左)へ一向け 四十四 一列に前へ一進め一監房前位に進行せしむ 四十五 止まれ一先者の進行を止め后者をして之に倣はしむ 四十六 檢身監房正面に向かはしめ搜檢を爲すものどす) 四十七 各房分かれ(各自監房側面に整列せしむ) 四十八 番號 四十九 禮 五十 右(左)へ一向け 五十

看守諸君のため賀し
併せて本會の意見の行
はれたるを悦ぶ

本會は嚮に屬、看守の俸給をして巡査と同等ならしむべしと論じて機熟するを待ちにきたるに時なるかな時本月十九日は如何なる吉日ぞや優渥なる勅令は天より下りて看守諸君かこれまで大旱の雲霓を望むが如き心地して待たれし希望は茲に甘雨の霑す所となりぬ諸君は定めて汗舞雀躍して喜悅の情に堪へられざるならん本會は諸君の好遇を得たるを賀ふと共に本會の意見の當局者と遇合したるを悦ぶものなり蓋、本會か述べたる希望にして既に行はれたるもの實に少なしとせず而して今また此の議の行はれたるを見ればまた以て本會の意見と當局者の取らるゝ所の方針との大差なきをトするに足るべきか然れども本會は之を以て足れりとなすべきにあらす會員諸君と共に勉め已まざるものなり謹みて賀す

○曲木如長氏の講話

此の講話は本月廿一日本會の特別會員曲木如長氏か大日本教育會常集會の席上に於てなしたるものなり讀者の參考となるべきものと信すれば左に之を掲かく
諸君私は初めて本會の席上に汚しまして淺學を顧みず諸

君に向かつて鄙見を開陳しまするの機會を得ましたのは私の最も光榮とする所であります、私は兼て教育の事、就中普通教育の事に付きましては種々の點より其發達を圖らんければならぬと云ふ考へを持つて居ります、と云ふので普通教育の發達と云ふとは犯罪を豫防するに付きまして最も關係のありますことでありますか、專ら其關係の上より御話を致しまする積もりであります、依つて其御積りで清聴を煩したいと存じます、今日我が國に於きましては犯罪が非常に多いので即ち其犯罪を豫防するの策を講じますのは實に目下の急務であると思ひます、而して私は其犯罪の多い原因を考へて見ますに一にして足りませんと云ふりますが普通教育が未だ十分に發達しないのが一つの原因であらうと思はれます、教育の普及か犯罪に如何なる影響を及ぼすかの問題は蓋し社會重要な問題でありまして歐米の刑法學者や刑事人類學者の講究する所であります、此問題に付きましては實際上教育の普及するに従ひまして各種の犯罪はすべて減る様になると云ふとは或は一概に論斷することが出来なないかも知れませぬ、其故は人智の倍々進むに従ひまして巧に法網を脱する徒か出ますのは今日の人間社會に免かれぬと云ふのであります、併しなから或る種類の犯罪に對しましては普通教育が著しい影響を及ぼすと云ふとは一定の論でありまして事實に照らしましても知るこゝどが出来るのであります、犯罪を未發に防ぎますのは行

政警察の任でありまして既發の犯罪に對して其處分を求めますのは司法警察の任であります、又其犯罪の處斷を致しますのは司法裁判の管轄でありますが人民の智識を啓き道徳を涵養しまして國法の重んずべきことを知らしめるのは教育の任であらうと思ひます、故に教育の普及か犯罪を豫防する上に付きて關係のありますことは論を俟ちませぬ次第であります、此点より申しましたも私は是非其普及を圖らなければならぬと存しませ、
試に二十四年中全國犯罪の件数を擧げますれば三十四萬六千七百六十件でありまして其内重罪は四千二百七十七件、輕罪は十六萬五千二百四十七件、違警罪は十七萬七千二百五十件であります、尤も之は裁判所で取扱になりました件数であります、實際刑法に據つて處斷せられたものではありせん併しなから犯罪の多いことを知るに足り様と考へます、

刑事統計表に據りますと重罪の中が一番多いのは財産に對する罪と身体に對する罪でありまして其次は風俗を害する罪であります、又年齢に依りまして區別しますと二十歳以上三十歳未満の者が多くありまして其次は三十三歳以上四十歳未満の者であります、十六歳以上二十歳未満の者も随分多くあります、
全國一般に通しまして教育のある者と教育のない者との比例は未だ詳細に取調べになりませんでした者がありません様でありますから茲に擧ぐるとは出来せんか學齡兒童に

付きましては廿六年刊行の帝國統計摘要に修學と不修學との別が出て居りますから一寸申上げて置きます、即ち修學の分は男女を合はせて三百五十二萬〇七百十八人であり、さうして不修學の分は七百十九萬五千四百十二人でありまして不修學の方が半分の餘多い勘定であります、犯罪人の中で教育の有無を取調へて見ましたが概して無教育者は教育のある者より多いのは事實であります、尤も完全な統計表がありませんので其比例を精しく申上るとは出来ません、唯た府下の一監獄で取調べになりましてと丈を御参考迄に申述へて置きます、

昨廿五年中の囚人は三千九百六十三人でありまして其内教育のある者は千二百三十六人教育の全くない者か二千七百廿七人即ち無教育者が半以上を占めて居ります、就中十六歳以上二十歳未満の者に無教育者か多くありまして其割合は百六十九人に對する四百二十四人であり、尤も教育のある者でない者との區別は要するに自己の姓名を記すとか出来るか出来ないかの違ひ若しくは僅に日用文を綴るとか出来るか否かに過ぎないのでありまして小學より中學と順序を追つて學問を致しました者は至つて少ないのであります、凡そ百人に付き二人位の割合であるを聞いて居ります、此割合より推しますと眞の教育を受けた者には犯罪人か甚少ないと云ふほどは明かな様に思はれます、

する罪、謀殺、放火、窃盜等の犯罪であります、是は刑事統計表の示すところであり、歐羅巴に於きましても尊屬親に對する毆打、殺傷、兒殺、毒殺、強盜等の犯罪は無教育者に多くありまして概して教育のある者に少ないと云ふとて居ります、或る刑法學者は親殺、毒殺の如き野蠻意味の時代に行はれた犯罪は教育の發達するに従ひまして自然に減して遂には社會に跡を絶つに至るであらうと云ふことを論じました、親殺の如き實に入倫に悖るの甚しい犯罪は殊に無學の証據でありまして多少教育を受けた者にはおろ稀であると思ひます、

近年我が國では普通教育、就中、初等教育が餘程進歩を致しまして小學校の數や生徒の數も段々に殖むて參つた様であります、廿四年の統計表に據りますと小學校の總數は二萬五千三百七十四ヶ所であつて其内官立か五ヶ所公立か二萬四千六百二十五ヶ所私立か七百四十四ヶ所であり、又生徒の數は男女を合はせて三百五十五萬三千八百十三人であり、歐米諸國の統計を取調べて見ますと千八百八十七年に佛蘭西では公私立の小學校が八萬二千九ヶ所生徒が男女を合はせて六百廿六萬七千五百八十九人であり、千八百八十六年に普魯亞では小學校か三萬四千六ヶ所生徒か四百八十七萬四千三百四十七人であり、千八百八十一年に伊太利では小學校か四萬二千五百十ヶ所生徒か百九十二萬八千七百〇六人であり、千八百

八十九年に英吉利では小學校が壹萬九千三百九十八ヶ所生徒か四百七十八萬九千九百三人であります、合衆國では小學校か二十一萬六千三百三十ヶ所生徒か一千二百二十九萬二千二百五十九人であり、

此統計で見ますと我が國の初等教育は歐米諸國に比して未だ及ばないと思はれます、私は初等教育普及の倍々必要を感じましたのは當夏所々の監獄を廻つて見まするに到る處十六歳未満の囚人即ち幼年囚や懲治人が多いのであります、幼年囚や懲治人の教育に付きましては監獄で毎日讀書、習字、算術を教へる規則で居りまして其外教師に改過遷善の道を説かせるものになつて居ります、此幼年囚や懲治人は犯罪と云ふ一種の病に罹りましたものでありますして其病の重くない内即ち初期の内に十分手當を致しますれば随分回復するものであります若し其儘打道つて置きますと終身不治の病となるものであります、

とも虚心平氣以て其責任の在る所を熟考するに聊か差違なきにしも非す何とぞれば巡查は司法行政の兩衝に當たりて人民の安寧幸福を保持し其範圍は宏大にして或は政黨社の紛擾に投じ或は水火風震の犧牲に供し従ひて又外部の刺衝甚多し看守に在りては職務の區域一局部に止まりて水火風震及越獄等の際一身を犧牲に供することは同一なりと雖も概して公權刺衝甚しきは公權停止の囚人を檢束し殊に從來の有様より見るときは其逃走を防ぐの唯一主義に外なきか如し果して然りとせば其俸給に差違ありしも亦故なきにあらざるべきか然るに今や巡查同様最下給八圓以上とせられたるに於ては從來の如く逃走防制の唯一主義のみにては其價に酬ゆるに足らず否に至るべし抑も看守の職務は逃走防制の一事に止まるに非ず身を以て彼等が紀律行為の標的となり役業を督勵して良生活の習慣を與へ違令違犯を嚴罰して法規の威嚴を感知せしめ機に臨み變に應じて彼等の心性に良種を培養し之れを社會に放ちて順良なる人民と爲すに在れば看守諸君は層一層益奮ひて其職務を盡くし以て早天の甘雨に酬ゆる長足の發芽あらんと切望に堪へざるなり

○看守俸給増加に就きて

(未完)

勅令第百十五號はそれ實に大旱の雲霓なるか吾人の之れを望むや久し今や沛然たる甘雨の降るあり豈に欣喜雀躍の至りなすや吾人は茲に欣喜雀躍の餘り一言以てその希望を述べんとす

看守巡查は行政の手足にして劇務に服するとも同一なり故に其俸給も亦同様ならざるべからずとは巡查俸給増加の勅令ありし以來監獄社會に唱道したる定論なり然れ

○本會協議會

本月十九日本會の協議會を上野湖心亭に開き警保局長小野田元熙氏司法大臣秘書官曲木如長氏及本會役員石澤謙吾、武田英一、佐野尙、小林益三郎の數氏相會して本會の

譯

○ホワールド協會年報記事

松川敬士譯

前號二十一頁上欄五行目「發送したり」は「發送せしめたり」の誤なり譯者謹みて茲に其の粗漏を謝す

越獄逃走

若し夫れ拘索の主義をして分房制に據らしめ常に間斷なく善良なる感化を施さば道義上の利益あるは勿論なりと雖も尙又生理上傳染病の侵入を防遏し反獄の結謀を禁遏せるを待すべきなり加之又分房制は大に教化を施すに容易なるとし尙割合に吏員を要すること少なきなり英國の或經驗家たる令譽を博せし典獄は曾て曰へらく予の監獄に在る囚人は常に隔離せらるる故に彼等は決して一の權利に在せずと

然れども世界に於ける監獄の大部分は今尙分房制を施行せられざるなり是の故に従ひて罪惡溷濁の弊多く亦屢々反獄の起あると少なからず左に掲げたるものゝ如きは實に十二箇月間に於て起こりし所の一例を擧げたるに過ぎず

伊太利國リパリー島に於ける既決監に於ては囚人六十名反獄を爲したる軍兵の爲に負傷を被り遂に鎖遇に歸

るものたるを知るを得べし

刑事被告人

刑事被告人處遇の方法は從來種々の機會に於て協會會員の注意を促したり従ひて會員も亦改良を必要とし公衆の注意に訴へ既に或部分は改良の運歩を得たり

然れども尙幾多の改良を要すべきもの前路に躊躇す裁判の終結を待たむが爲め或房室に幽閉せらるる被告人中概して百人に付二十人以上は彼等の犯したる罪科に就き全く無罪を證明せらる此の輩は多くの例に於て實に數箇月間幽禁に耐へたるものなり

是等不幸なる者の大部分は貧若及び其の他保釋に對して不適當なる事情の存するありて幽閉せられ而かも一日二十四時間の内二十三時間は全く一房室に蟄居し唯僅に毎日一時間の運動を許可せられしのみ而して尙此の禁錮の退屈したる時間中彼等をして有効に過こさしむる所の職業、誘引物其の他僅の寛和なる待遇だにあふざるなり故に千八百九十二年七月ヨーク監獄に於て無聊に幽禁せられし獵獸看守者の自殺を企てたるが如きは亦怪しむに足らざるものとす

之を以て觀るも被告人には毎日二三時間の運動を許可し而して或要用なる作業を興ふることの頗る正當なるを知るべし之に關し會員は非常に政府の有司に向かひて考量せられんことを切望したりき

したり西班牙ヴァレンシアに於て三百の囚人一致共謀し軍隊に其破壁を制せん爲り召集せらるる印度のランバに於て三十四は洋刀を以て官吏を襲撃し其内の六名は殺され若しくは死刑に處せられたり里斯本に於て囚人九十名は看守を襲ひて小銃を連發したり西比利亞浦蘭斯德に於ては十六人の既決囚徒工事に服し五人を殺害して逃走したりアレバマのガッズデンに於ては囚人の一隊戒護吏及び郡官を擒にし其の内二人は射殺され他の者は負傷を被れり十二月倫敦ウオームウツドスクラップスに於て騒擾起る要するに不適當なる戒護吏なりし尙又老囚人をして若輩と混同せしめたるに由れりカリフォルニア州サンクエンテ監獄に於ては千三百人の囚人外役に服し騒擾を起し七囚の寢床の下に爆裂彈あるを發見したりグラナダに於ては囚人の反獄ありたるも銃砲に爲めに鎮壓せらるる合衆國ホストン府に於ては百廿五名の囚人一時監獄を奪取したりバルマのアチャップに於ては破壁に依り囚人殺さるる佛國モントペリアルに於ては五名の囚徒戒護吏を殺す合衆國チャクソンに於ては監獄の一隊擧りて襲撃したり千八百九十二年八月ローエンに於て三十名の囚人反獄し兵士に擬せられたる銃槍に依りて僅に其の命令に服したり其の九月合衆國チャクスターガに於て十八名の囚人は彼等の看守を脱れて逃走したり其他幾多の例證に於て騒擾逃走等は監獄に於ける囚人の難居より結果せ

を多くせられたるに在り若し思一たび不告の民を繋留するを想起せば審問の間徒に二三箇月の長時間を費やさしむるか如きは豈吾人の忍びて爲し能ふ所なとひや

罪質最も惡しき種族の者雖も既に刑事被告人として拘禁せらるる上は自由の幾分を得たるものなるが故に従ひて是等の徒は彼等の家族に向かひては不幸の原因並に官吏に對しては積極的の難澁をなす所のものなり是等の内強姦、強盜若しくは不慮の襲撃を爲したる躁暴兇惡の徒あるべし此の輩は書を妻女に送り審問中美味肴肉を贈るに非ざれば(差入として許可せらるる假令之が爲めに常に親屬に苦痛を興ふるものとあるにもせよ)放免の後或苦痛を受くるに至るべしと脅嚇一番すること屢々なり其の之が爲めに監獄の紀律を害し特に日曜日の如きは外部より族内に及ぼす煩累に比すれば小なりとは云へ不便を醸もすこと亦少なからざるなり

是等の被告人は食糧規則第三條に依り麵包、椰榆、粥の外一週日に二度の牛肉、三度のソーブ、二度の鴈詰を給與せらるる故に敢て又外人より肉類等の差入を要せざるなり (未完)

通信

海外通信

余輩は今喜びて左の二通の海外通信を會員諸君に紹介すべし前者は英文起草の日本監獄記事を送りたるものに對する禮狀にして後者は本會雜誌を送りたるもの禮狀なりとす賞賛の辭固より余輩の甘受すべき所にあらずと雖も庶幾くは余輩は將來尙斯道の爲めに奮ひて努力する所あらむとす 編者識す

拜啓御親切に御送被下候貴重なる通信に對し四日以前御禮狀差上候處今又英文起草の日本監獄記事の御送附に預り難有奉謝候該印刷物は小生共の貴國監獄に關して見たるもの、中最佳のものぞ存候從來小生共は全く日本語を理會致さず相悲しみ居り候處本記事は英文に御坐候へば容易に理會致し欣喜の至に堪へず候

斯かる準備よりして印刷に付する迄は少なからざる時日を費やされ候事と奉察候全く勉強、才能、達議の紀念と存候茲に謹みて再び御厚意を奉謝候敬具

倫敦ホワード協會

五月二日

東京

佐野 尙様

静岡縣出獄人保護會社報告

拜啓過日は甚た失敬のみ申上候段奉謝候其節御依頼の保護會社保護成績取調候處別紙之通に御坐候に付御廻送申上候尙御質問の廉御座候は、無御遠慮被仰越度候拜具

倫敦ホワード協會

ウヰリヤム、タルラツク

明治廿六年十月七日

静岡縣出獄人保護會社書記 松村 琢

大日本監獄協會 佐野 尙殿

明治廿三年三月より全廿六年十月まで静岡縣出獄人保護會社保護人員表

一總計 八拾壹人 内女五人

内譯

- 一自活の途に就かしめたる者 參拾八人 内女四人
- 一保護中の者 六人
- 一保護中逸走したる者 拾八人 内女壹人
- 一逃走及解再び犯罪入監したる者 拾六人
- 一改心の狀效なきを以て解保したる者 參人

右は明治廿六年十月の調査に係れり

岡山感化院證書授與式

花房端連君報

岡山縣岡山感化院生徒二名は入院以來院則に服從し五年の長き一日の如く勉勵謹救期滿ちて卒業せしを以て本月廿三日總理花房端連氏より入院者二名のものへ卒業證書及賞品を授與し次きて祝詞朗讀を終へ尙は訓話ありて丁寧懇篤の真情言外に溢れ生徒は勿論在院生は坐に感涙を流せり此の二名は則ち本院創立以來第一回の卒業生にして甲には七圓八十八錢四厘乙には拾圓九拾壹錢八厘の貯蓄金を給與したり

祝詞

人の性本善なり然れども邪心一たひ生せば忽ち其の本性を失ふものなり譬へば浮雲の月明を遮るか如し浮雲一たひ散せば明月依然光耀を發す子等一旦過ちて本性の明を失ひしも此の院に入りしより心雲忽ちに霽れ過を悔いて善に遷り節を折り道を學ひ今や其の業を卒へ茲に本日を以て證書授與式を行はる抑、子等の今日あるは新に生を人間に得たるの思あるべく子等の父母は亦新に一子を得たるの感あるべし而して予は更に吾か邦に一良民を得たるを喜ぶ是れ實に性海導師教訓感化の効なり豈其の恩を忘るべけんや子等今より益々身を修め業を勵みて國民たるの本分を盡くせ是れ其の恩に報ゆる所以なり一言以て之を祝す

故フオンゼーバツハ氏の追悼會

監獄顧問故フオンゼーバツハ氏が生前獄政に力を盡くされ其の効果の顯著なりしは喋々を談たざる所なり本年は其の三週忌辰に當たれるを以て岡山縣監獄署有志者其の追悼會を舉行せんよと首唱したるに典獄初め僚友は悉く之と賛同せられ乃ち去る九月十七日岡山市大字山科町本願寺に於いて盛大なる追悼會を舉行せりといふ其の際紀念として調製したりし同氏の寫真なりとて一葉を本會に寄贈せられぬ其の裏面に左の文あり

帝國内務省雇監獄顧問 フオンゼーバツハ氏眞影
 氏者獨逸人也我國監獄事業改良所與有力焉維東京在留中不幸罹病魔就永眠賦不堪歎惜矣今茲明治廿六年九月十有七日同志相謀卜淨地于岡山市山科町本願寺舉其三年祭之典因爲追悼願此於諸彦云

看守教習卒業

廣島縣に於いては左の看守教習所受業生に去る九月廿九日卒業證書を授與せらる但、松島易次郎、中村藤一の二君には特に優等賞を付與せられたり

松島易次郎氏 中村 藤一氏 關 滿太郎氏

堀田 忠彦氏 山本作次郎氏

北海道集治監網走分監に於いては左の看守教習所受業生に去る九月十九日卒業證書を付與せられたり

山田格之丞氏 濱島 武二氏 加世田彦九郎氏

三島直次郎氏 平 豊彦氏

佐賀縣に於いては左の看守教習生に去る十月三日卒業證書を授與せられたり

吉武 仁吉氏 彌富丈太郎氏

宮城縣監獄署に於いては左の看守教習所受業生に去る十月四日卒業證書を授與せられたり

渡邊 恒助氏 芳賀 熊力氏 猪苗代千代吉氏

片岡 善作氏 船山 寅治氏 志真 秀成氏
板垣都合八氏

○年金給與

元佐賀縣看守栗田正次君は滿拾年間勤続したるを以て去る九月十二日年金貳拾五圓給與せらるべき旨の證を附與せられたり

○獄務會議

廣島縣監獄署に於いては去る十月二日より各監獄支署長を召集し獄務會を開き同月六日に閉會せられたり

○北海道廳監獄署

全署看守教習所に於ては本月九日卒業證書授與式を舉行せしめ後期科程卒業者看守牛田儀三郎、全安達吉彌、全岩井長之助、全今野儀三郎、全竹林健、全山本岩太郎、全古川力之進、全青沼盛康、全柴田萬次郎、全矢野慶吉郎、全棟方覺彌、全山内茂喜、全秋原惣次郎、全間下信近、全伊關俊治、全田中尙太郎、全安代權右衛門、全神山專藏、全仁志好、全林茂、全大場秀五郎、全廣守長次郎、全大村吉之吉の二十三氏に卒業證書を授與せられ又試験成績優等者看守牛田儀三郎、全安達吉彌の二氏に各優等證を授與せられたり

左の一篇は司法官試補小山松吉君の寄送に係る君は夙に獄事熱心家の開こゝあり今般任に宮崎區裁判所に赴かるる途次一日の閑を以て大阪府監獄を觀られ

○大坂府監獄を觀る

小山 松吉

明治廿六年七月廿七日任に宮崎縣に赴く途次大坂を過く汽船の碇碇に其間一日を隔つ乃ち大坂府監獄を觀る堀川の獄は有名なり四人の多數を有するが爲めに、許多の歴史を有するが爲めに、天下目を擧げて其行動を觀望す堀川の獄を觀る者安ぞ留意見到する所なくして可ならん

余の堀川に着したるは廿八日の午後二時なり前田典獄既に退廳したり庶務課長と談する少時導かれて警守課に至る警守課は獄の中央三層樓の第二層に在り暫くして永田警守課長巡視を終はり還り導きて第三層に登る永田氏指さして獄舎の構造房屋の配置を説く、樓や高く登つ時を放ては全監足下に在り五歩に一棟十歩に一房整々相迎ふ釘頭の磷々瓦縫の參差、歴々敷ふべく室外囚人の行動亦視ることを得、監は皆木造なり古來普通多く各地に見るの構造にして所謂歐米風なるものには非ず之を彼の小菅集治監の扇形構造に比すれば雲泥の差なり彼は囚人の玉殿樓閣此れは普通の住家に比して劣等のものたり四圍の塙は煉瓦造にして小菅集治監のものに相似たり樓頭に亦鐘あり點々以て時を報す蓋し之に非ざれば各監の時針一定せず就役と罷役と又還房と在監人の動作時限とを一

定するに便なざるが爲めなり、樓を下りて監房を一覽す青木看守長爲めに説明の勞を取る、觀終りて又警守課に還り辭して出つ、炎陽影を收め涼風袂に在り直に前田典獄を訪ひ談少時辭して永田課長を訪ひ談漸く進み獄務上の意見を問ふ氏辭す固く請ふ氏徐に言ふ、大意に曰はく「大坂の獄は世評に存する所あらん今喋々を要せざるも四千内外の囚人を擁し不完全の獄舎を以て之を監す戒護法の至らざる清潔法の備はざる之を他の監獄に比すれば遙に劣れるものあらん蓋容易の業に非ざるなり余をして直言せしめは大阪の監獄は近頃に至りて先づ整頓したりと云ふを得るものにして數年前に在りては外形は整頓したるも實に憂慮に耐へざるものありたりき事固に至難と雖も身其局に在り且つや多年職を此の獄に奉す自ら責任の存するものあり銳意精勵す雖も智力足らざるか故に未だ好果を奏するを得ず常に以て耻辱となせり殊に最も困難を感するは看守其人を得難きと是れなり朝に看守となり夕に去るは是れ此の地の常習なり夫れ看守は下は囚人に監視せられ上は長官の監督を受け上下の間に介在して其職務を執る者、囚人の監察に於て其督責に於て其獎勵に於て須らく嚴正實直にして令聞あり亦た熟練なる者を要す之を彼の警察官に比すれば一層困難なる職務なりと言はざる可からず然るに此の如く新陳代謝して止まず獄務の改良誰れと共に實行するを得ん是れ蓋し看守の位置の好良ならざるに因るならん云ふ」と談漸

く罪囚増加、再犯以上の事に及ぶ、事大阪府警察取締に關す蓋し記するの要なきなり談するも二時、旅行中の時針は余をして長く談話するを許さず乃ち辭す「聞く永田氏は嘗て大坂府に警察官たり先年松島に兵士警官の争闘あるや氏は其巨魁を以て目ざされ長く獄窓に呻吟したりきと今や司獄官中熱心家を以て聞こゆ余や氏の名を聞くも久し、されども相見ぬしは此の日を初めとす」余の堀川獄を觀たるは今回に於て二回たり嘗て獄事新報に助筆するの日、新妻氏の副典獄たるの時、京阪地方に遊び此の獄を觀たり顧ふに三年の昔なりき時方に改築に係る戒備の方法、清潔の方法實に至らざるものありき今や來たりて此の獄を觀る建築既に成り百事整へり監察清潔の法宜しきを得たりと言ふべし四千以上の囚人を有する大獄として當局者の勞や蓋し偉なりと言ふべし然れども工場に至りては少しく言ふべきものあり獄舎の工場は一般人民の工場と自ら異なるべく工業に従事するの間彼等をして自ら精神上一種言ふべからざる苦痛あらしめざる可からず(是れ實に自由刑の主眼たり)然るに此の獄は此の點に於て不完備なるを免れず殊に段通製鐵造の獄を甚しとす其喧騒實に厭ふべきものありき

教諭に至りては殆ど不整頓と云ふより外なし人を感化矯正するは一壘に於ける説教的教誨談の能く目的を達し得べきに非ず個人的各房毎に傳々傳々説きては責め、教へては屬ますの人なからざる可からず然るに此の獄や教

誨師に給料を與へ得ざるが爲めに其法整頓すること能はずと云ふ素より司獄官吏其人の責に歸すべきに非ずと雖も方法の備はらず好果を得ざるが爲めに教誨に力を致さざるに於ては聊か爲めに取らざる所あるなり

十六年未滿の未成年者に對する學事の教授又は教誨に至りては更に整頓せざるものあるには非ざるか多數の囚人は固より能く教學の途なかるべしと雖も然れども他に良法なしと云ふべからざるに似たり然れども是れ獨り大阪司獄官吏諸君の罪には非ざるなり獨り大阪司獄官吏諸君の罪には非ざるなり

●京都府に於ける監獄醫協議會

聯合府縣監獄醫協議會始末書

明治二十六年九月二十五日聯合府縣監獄醫協議會第一回を我が京都府監獄署内に開く即ち其の主意書左の如し

警に内務大臣より各典獄へ指示せられたる事項中監獄醫任務上に付極要の件あり之れに對し吾々其の職にあるもの然らざるも適切に職を盡くすは當然なり況や此の事あるをや仍て此の際聯合府縣監獄醫協議會を開き一大改正を行はざるべからず豈僅年の時ならず茲に假規則を設け同職諸君の愛同を煩はし深く協議を遂げ以て改善の途を得んと欲するにあり是に於て典獄は各府縣に照會し監獄醫の愛同を求めたるに來集するもの左の如し

- 山口縣 高 貫 萬 一
- 愛媛縣 山 崎 集

- 岡山縣 松山治二
 - 岡山縣 松本繁三
 - 岡山縣 櫻井謙三
 - 岡山縣 木下克二
 - 岡山縣 押田芳之助
 - 岡山縣 板津七三郎
 - 岡山縣 小藤南明
 - 岡山縣 吉田常文
 - 岡山縣 高橋平吾
 - 岡山縣 大島甲子郎
 - 岡山縣 森 干 城
 - 岡山縣 幸野信一
 - 岡山縣 福知繁次郎
 - 岡山縣 新宮熊一
 - 岡山縣 野口正人
- 出席職員十七名各員番席を定め假に典獄會長となり假規則を議するに原案の如く決す即ち左の如し
- 聯合府縣監獄醫協議會々則
- 第一條 本會は參同の監獄醫を以て會員とす
- 第二條 本會に會長、副會長各壹名を置く會長は會務を處辨し會長欠るあれば副會長之に代はる
- 第三條 會長、副會長は抽籤を以て之を定む
- 第四條 會員の席次は番號順とし抽籤を以て之を定む
- 第五條 會議時間は毎日午前九時より午後第三時迄とす但し時機により縮減するふとあるべし
- 第六條 問題は會員各自より提出し發願者は之れを證明を爲すものとす第七條 發言せんとする者は起立して自己の番號を呼ひ會長の承認を受くべし
- 第八條 問題は壹名以上の同意者あるに非ざれば成立せざるものとす

第九條 一事の終了せざる間は他事を發言するを得ず

第十條 問題の採決は起立に開ひ半はするときは會長之れを決す

第十一條 病氣事故等ありて欠席せんとするものは會長へ届出づべし

第十二條 大日本監獄醫協議會々則附則第貳條により毎年一回以上各府縣監獄醫を以て之を開く

議案提出者は大阪府、岡山縣、岐阜縣、奈良縣、愛媛縣及我が京都府と二府四縣とす先づ吾々提出の問題より順次に議事に係る

議 案

一 先般内務省より指令ありたる患者表額の義原表式に倣ふべきは甚だ煩雜を免れざるのみならず各府縣共に製表の意向區々なきを保すべからず仍りて之れに一定の方針を取る事

二 診療方に付きては各府縣共に區々にして或は診療所に於てするあり或は工場に臨みて爲るあり此の兩様何れが當何れが利ある之れが方法

三 役業種類の中蓋葉の如き其の害甚だ大にして獨り衛生上ののみならず經濟上利益ある者もなすべからず言を換へて言へば該役場は疾病の製造所と云ふも可なり故に之れを全廢する事

四 獄衣の染色料は身体に害ありや否や果して害ありせば之れを改良する方法

五 大倉迄研究し報告する事

六 監獄内に於ける空氣中炭酸の量に就きて生活上無害と認め可き量を檢定する事

七 重病囚取扱の方法

八 委員を設け一定の規律を定むる事

九 在監人食物中最も不足するは脂肪の量なり之れを補充する方法

議 定 費用及び物價の關係もあれば地方の便宜により可成脂肪を含有する品類を供給する事

議 定 傳染性皮膚病取扱の件及撲滅の方法

議 定 談話會に譲り互に其の方法を講究する事

九 衛生的事業取扱の方法

議 定 衛生主任を置く事

十 監獄操内に草木を植ふるは衛生上必要たるは言を俟たざるも一方より云へば治水上花を結ぶる草木を植ふるは如き其の嫌なしとせず現今司獄官の意向は樹木を廢するに庶かしと聞く果して然らば監舎役場密居の場にて空氣の清淨は何に因りて得ずを得る乎之れを得るに途なきは明かり吾々監獄内に於ける空氣試験の成績に徴し炭酸の量多きを見て知るべきなり之れ一は居室の構造不完全なるも因るも樹木あらざるに因するは大に其の原たるを知る故に之れに對するの眞法を求むるべし

議 定 花實ある物を廢し常盤木を植うるべき及病監には花あるものを廢せざる事

議 案

一 看守押丁の体格檢査を一定する事

(理由) 看守押丁の体格檢査は各府縣區々にして一定せず假令は身体五尺以上の處あれば又五尺一寸以上の處もあり其の他視力胸圍等定度の異なるに由り甲監獄に於て落第せしもの乙監獄にて及第するが如きは甚だ不當の事と被考候に付別紙標準の如く一定に致したし

明治廿六年九月十八日 提出者 櫻井 謙 三

看守押丁の体格檢査

体格は左項に適合するものを以て合格とす

一 体格健全にして左の缺所なき者

四肢完具せざるもの但執筆把握に差支へざる指の妻小彎屈強直の類は此の限に非ず

通信

胸腔機關及腹内臟器若しくは皮膚に皺者の疾病に非ざるも全身諸器關の機能減衰の者又同じ風濕又運動に不便なるもの
 養生物略形等容體勢醜惡なる者
 二 身体五尺一寸以上にして胸圍大約身長の中に等しく呼吸縮長の差一寸以上の者
 三 兩眼共視力廿尺の距離に於て「スチレン」兵試視力表廿號を明視する者
 四 腕力六尺の距離に於て低語を聴識し得る者
 四 言語應答明瞭にして充分の發聲に耐ふる者
 六 精神完全なる者即精神病及神經病(癡癡、癲狂、痲狀及舞踏病、癲癩)等の疾病なき者

議定 巡査資格検査に準ずる事
 議定 肺結核患者取扱の件
 議定 傳染病その他囚と離隔法を施す事
 奈良縣監獄醫提出
 (未完)

寄書

○看守の採用に就きて

天狗 散史

監獄改良せざるへかたすとは目下何人ぞ雖も皆之を唱道する時期に當たり當局者先進者は口にして専らにして事實に之を行はざるもの如し、見よ世間幾多の監獄を見よ、天狗散史か知れる地方にも三四の監獄あり之か内幕を探見するふとは姑く措き看守採用ある毎に散史胸を痛むること慚しとせず其看守たる如何なるものを採用するかと云ふに皆若年なりとす古入曰ふ龜の甲より年の功と意味

ある言なり夫れ老年者は積年の寒苦を嘗め話に言ひ難き情理を知る其情理をして人に推し及はず故に過酷に流るるの憂ひなきものなり論者言はん老者は姑息にして今日の惡漢を取扱ふに甚だ適せずと否な決して然らず見よ人生二十五年以上にならざれば其度量定まらざるにあらすや二十五年未滿の青年輩は躁にして職務の大切なるを知らず極言すれば是れ足掛け看守と云ふへきか如何となれば一年に滿たざるに直に職を轉す精神の變動恰も狂者の頭部に火の付きしか如く隨ひて囚人の取扱も濫りに呵責するのみならず小過あれば直ちに之を罰す人は習慣性のもなり折る再々處罰に逢はば却りて罰の罰たる効を奏せず減食又減食腹は一ツの入物なり再三すれば苦を苦と知らざるに至る、請ふ青年看守か囚徒を扱ふを見よ、監獄先進の諸士よ活眼を開きて其實否を考察せよ然らざれば改良の業遂に水泡に屬すへし改良は何の爲めに爲すか囚徒てふ病人を減少せしめんか爲めなり然らば其看護人たる看守をして叮嚀周到なからしめされば病人をして倍々大病に陥らしむへし一旦重病に陥らしめて之れか治療を施すに至難なり看護人の爲めに其病者をして却りて病を募らしむる如きふとあはるる看護人なきに若かす其本を治めずして末を治めんとするは尙ほ木に縁りて魚を求むるに均しからん是れ余か其弊の一環を演ふる所以なり

○看守勤務法を改正するを要す
 高知 聊 慈 生

法規森然たる別天地に、事務の機能を、活用して、其運轉を、圓滑ならしめ、獄務の、進捗を誤らざるは、是典獄の責任なり、其の機械的地位に立ちて、刑罰執行の目的を誤らす、尙能く神智を磨淨して方正、温良、恪勤の行爲、篤恭の化、彼れ兇暴無賴の徒をして、驕然悔悟、任意の愉悅を、謝するに至らしめ、貴重須要の好地位を、全うするは、是其戒護に直接する者、即ち看守の責任なり、必ずや二者相須ちて、其好果を、收むべきものなるか故に、之を活用する典獄の、常に最緊至要とするは、心を看守の、實狀に注ぎ、務めて、實力養成の、閑を與へ、自奮の行爲、献身的の決心を、なさしむるにあり彼の晨曉より薄暮に至る迄、少しも、休息の閑をたに得ず、時に或は、帶劍の裝をなす乍ら、運刻疾走の、醜態度を重ね、可憐無情にも、其の結果は………に至るの現狀を映し來たる、之を思ひ之を察すれば、吾人の胸中は常に百憂萬感、監獄改良事業の爲めに、深愴痛嘆に堪へざるものあり、嗚呼此の無聲の嘆、無涙の悲、豈發する所なくして可ならん、故に素より言上の、識なしと雖も、滿腔の赤誠を吐露し、弘大剛斷なる、典獄諸君の猛省を望み、又大方の識者に質し、敢て有力者の定論に抗するものは唯深く信する所のものわれはなり

吾人は看守の、現狀を知る、彼等は過劇の怨言を發し、胸中利器を抱藏する者は、常に適然恰當の地位を、求めんと欲して、始終一貫、職に斃るゝの氣節あるものにして、素より悉く然るにあらざるも、實に其の常情なりと言はざるを得ず、若しも成行の體に抛擲せんか、監獄社會は、一般に其の影響を避くるを得ず、豈に深く、留意せずして可ならん、嗚呼颯風は根棘に棲ます、世の識者請ふ、須らく、卓上討論の資格を離れ、其の實際に就き、看守自身となりて考一考せられよ、彼の秀才なる者、今日の監獄に、司獄の能吏たるへき者、常に晨星を戴きて起ち、月影を負ひて歸り、至困至勞の餘、寸時の偷安を欲するの止むへからざるに至る、劇務に堪ふるを得へきか、貴重の時日を徒費するの、止むなきに堪へ、非常過劇の、繁勞に安んずべきか、夫れ斯くの如し、今に當たりて看守其の人を得んと欲するは、抑もまた難かたすや

實力養成は今日の急務にして蓋、又處世の真理、人生の要訣なり、看守は機械的地位に立ちて、而かも全然自在なるものにあらず、豈不活潑のものならん、其の胸中自ら拂書云爲するの能力あることを要す、故に一般法律の大體より、實務の研究をなさるへかたす、然れども僅々たる時間内に於て、決して實際之行ふへきにあり、慨念此に至れば、轉た、痛嘆に堪へざるものあり、嗚呼怨言の發する、近因果たして、然りとせば、眞に監獄諸君が猛省すべきの時にして、安堵者も爲めに一考を費やすべきの時たり、吾人豈、勤務法改正の、説なきを得ん、

寄書

今日の定論として、往々實行しつゝあるは、晝夜勤務の區別法にあり、而して其の現状たる前陳已に明らけし、既に實力養成の、要なしとせば、足れりと雖も、社會の事物日に就り、月に進むの今日監獄の改良のみ獨り苟且に付すへけんや、故に監獄の改良を計らんと欲せば、宜しく、其の閉を與へざるへからず、即ち一大活斷を以て、勤務法を、改正せざるへかざるなり、吾人の希望は、此の際及ふたけの、實數を置き、一晝夜勤務に改むるにあり、然れども其の經費の許さざる等、前途を遮る、幾多の事情は、如何とも、なし難きか故に、暫く二十人若しくは、三十人と漸次一般に及ぼすへき、交代法を、設くるにあり

一晝夜の勤務に、一晝夜の閉を與へは、共に均しく、優偉無量の幸福を、欣喜の内に收得し、隨ひて又職に盡くすの念を進め、自然に、品操を高尚にし、彼の厭ふべき怨言を發するなく、謙和聰慧なる思想を連通し、心意忽ち合併し、穆々練々として、上下共に、和樂の内に專意精勵且休するに至らん、敢て問ふ典獄諸君大方諸彦、以て如何とせらるるか蓋、此の實行をなすにあらざれば、監獄は、遂に決して活動する能はざるものなり

問 書籍看讀の書目甚だ僅少なるも他に許可せずして差支なきか
答 監獄則に明記せしだけは許可すへきものと存す
問 刑事被告人を監房より出たして一堂に於て會食せしむるは如何
答 別に成規に抵觸せざるも宜しきことにはあらずと存す
問 典獄赴任已來工場等の巡視なきも差支なきか
答 無論不都合の事なり

てその孰か是非殆ど採擇に苦しましむるものあり今此に之を掲げて讀者諸君の高見を聽かんとす幸に明教を吝まざるふど勿れ 編者 識す

○本野琴太君に答ふ

問 科程濟の囚徒を直に一監房に歸して休役せしむるは差支なき事にか
答 服役時間内は科程外の役を命すへきものと存す
問 科程の等級に應じて食量を定むる事は如何
答 食量の大体の定めは役の種類に依る而して科程の等級に應じて多少斟酌すへきものと存す
問 役業上獎勵の爲め午後休役時間を分割して舊監獄則の如く午前九時に引上げ又は午前十一時三十分引上げて總囚に午飯を與へ候等時間の變更をなして差支なきものにか
答 動作時限の變更は内務大臣の許可なくしては爲し得へきものにあらずと存す
問 當病囚總休に壹合半の粥を與へて然るへきものに候や
答 病囚の食は監獄醫の意見に由り典獄如何にも定め得へしと存す
問 食物の買入を月一回に限りて然るへきか
答 典獄の權内に在ることと存す
問 犯罪者取調の節場合に由り梁上に釣る事如何
答 無論不都合の事なり

問 書籍看讀の書目甚だ僅少なるも他に許可せずして差支なきか
答 監獄則に明記せしだけは許可すへきものと存す
問 刑事被告人を監房より出たして一堂に於て會食せしむるは如何
答 別に成規に抵觸せざるも宜しきことにはあらずと存す
問 典獄赴任已來工場等の巡視なきも差支なきか
答 無論不都合の事なり

○全 摩耶山樵夫

大問題 大質問 しかも四號活字を以て……本野琴太君出どの一項あり這は是載せて大日本監獄協會雜誌第六十四號監獄欄内の一項目にあり樵夫其の表題を見て一驚を喫し何事ならんと展讀せしに成程疑問の條項讀みて字の如く大問題大質問に相違なきも斯くの如きは假設的の例題に過ぎざるものとし雲煙過雁に讀過せんと欲せしも何と圖らん琴太先生の監獄に於ては現に實施せられ居るとのあとなれば治獄の統一を計る今日決して等閑に附すべからざるを以て不文を顧みず答案を擬するの止むを得ざるにいたりぬ別紙條項は「現時琴太方の監獄に於て施し居り候事」とあるを見れば先生は現に司獄官たるを誇するに足るへし果して樵夫が推測の如くなりせば一言先生に忠告せざるを得ず先生已に監獄則濫用と信せば何に在るを苦しみて上司に申して其の處分を仰かれざる……上司又採

納せざるに於ては何か故に蓬累して去らざる然るを事此に出てす滿腔の不平を世間に表白し殊に「拙者の手許へ御通報被下度」と言ひなかり其の住所を記さすしかのみならず匿名を用ひられしか司直の司獄官たるものには頗る不似合の事と云ふより外なきなり失禮なかり一言茲に忠言を呈す

明治廿六年十月廿一日 摩耶山樵夫

本野琴太先生閣下

疑問に答ふ

本文は前號に掲載あるを以て尋す以下之に徴ふ

第一條 察するに右は作業獎勵に出でたる取扱にして是等か所謂活用手段なるかも知るべからず然れども如何にせん監獄則施行細則第四十九條附屬の在監人動作時間表は行刑上必要の時間にして作業上止むを得ざる場合に於てす其の時間を伸縮するには内務大臣の認可を経るにあらざれば之れか伸縮を爲す能はざるものと聞き及ひ候ふ果して然らば典獄の御手加減を以て殊に科程の良否に依りて出遣房時間を伸縮するか如きは内務大臣の意見にも規則にも理屈にも又實際にも叶はざる無法の御處置と存じ候

第二條 食量に等級を設けたるは載せて監獄則第廿八條にある如く体力の必要及作業労働の難易に依るものにして科程の等級に應ずへきものにあらず

第三條 疑問の旨趣要領を得ざるを以て答ふる能はず

然れども午餐若しくは休憩時間等時々變更するは紀律の嚴正を維持するに害あり速に一定の方針を取られ候方然るべく候

第四條 當病囚とは重輕病者の部に入らず言は、一服の類に非ざるか果して然らば是等の者に對し概して一合の粥食を與ふとは本氣の沙汰に非ざるべしかくても人身の衛養に害なきか獄醫の傍觀するは誠に不思議なり虛病者を防くの道他に求むるを得べし斯くの如く野蠻なる手段を施すは良司獄官の所爲とも存せられず候第五條 右は典獄の職權に屬するを以て敢て樵夫が容喙する限りにあらず然れども熟し立法者の本制を採用せし所以を按ずるに食物購求は作業の勉勵を促かし進歩を獎勵する点に於て最も其の効の大なるを以てなり然れども無限に此の制を擴充するときは良藥變して毒藥となり獎勵法轉じて破壊法となるに至るを以て之を十回以下に制限せり是によりて之を觀れば立法者も或限度内の購求(即ち十回迄)は良制と見做し只、其の内個人的省察を以て或は之を二回に制し三回に減するを以て得るものとせり然るに今萬人一律月一回の食物購求とするは大に立法の精神に反し治獄の本旨に反るものなり宜しく反省する所ありて緩嚴其の度を得ることを勸むべし

第六條 果して事實なりとせば沙汰の限なり暫らく疑問

に疑を存す

第七條 典獄の職權に屬す活眼を開きて全國を見渡さば斯かる取扱は數の免かれざる所なるべし宜しく法に據りて寬嚴其の度を失ふとなかれ

第八條 刑事被告人を監房より引出たし一堂に會食せしむるか如きは如何なる理由利益ありて然るか蓋し萬止むを得ざるに出でたる處置なるべしと雖も元來止むを得ると止むを得ざるとは吾人感觸上のみに屬す併し被告人則ち犯罪嫌疑者をして監獄に拘禁するの旨趣を知得せしめは萬止むを得ずとの口實を爲すに暇ありざるべし

第九條 右は監獄則施行細則第十一條の正文を特筆大書し毎朝出勤前典獄閣下の机上に備へられ候外手段之なくと存候

右は本野先生の御手許迄差上度候へ共御住所判然せざるに付止むを得ず雜誌を以て御答申上候

○司獄官の服制を設けられんことを望む 筑前福岡 逸 名 氏

眼を開きて儼然制裝するの軍士を見よ大平を鼓腹するの照代に在りて彼れ何の必要かある又去りて日章燦爛凜然として帶劍せる警吏を見よ靜寧無事なる今日に當たりて彼れ何の必要かある再び視線を轉じて林務に従事するの人を見よ彼れ何等の爲めに制帽佩劍威嚴を假裝するか是れ吾人の暇々を檢たそ古哲の所謂治に在りて亂を忘れ

るものなり而して軍士の中にも講武官あり事務官あり醫官あり警吏中にも内勤あり外勤あり森林官にも巡回官あり執務官あり然るに彼等内外を問はず常に制服帶劍するものは何をや是亦所謂安に押れて危きを忘れざるか爲めなり他官衙に於て既に然り特り怪しむ監獄にのみ此の制なきを夫れ監獄は概するに惡漢無賴の徒を集合拘束する場處にして紀律と職權とを以て漸くに事無きを得と雖も若し一朝全盟反獄其の他の暴舉に際會したるときは直接官吏(看守長)は護身の刀劍ありと雖も間接官吏(典獄)は如何にして之を防衛し之に對抗するを得ん或は外來襲撃の舉なきを保せず此の場合に於けるも亦間接官吏は如何にして此の兇徒を防禦し得へきか空拳如何に健なるも白刃に勝るを得ず嗚呼治に在りて亂を思はず安に押れて危きを忘れなば一朝有事の日如何なる不覺を取り大害を社會に醸もして獄事の醜名を千歳に流すかも亦圖り知る可からず豈懼れざるへけんや故に望む吾人は押丁を全廢して典獄を始め書記監獄醫に至るまで悉く制服帶劍の制を設け凜然たる威勇を嚴正なる紀律の下に張りて有事の日に備へなば亦大に益する所あらん吾人は司獄官制服の設定を望むや切なり拙筆を弄して茲に一言を吐く

○押丁を全廢するの議

玉島在主人

押丁の全廢論は數々耳朶に觸るると雖も未だ其の説のとよく行はれざるは何ぞ蓋し經濟上に起因するものならん

平假令經濟上に聊か起因するも之は些々たる事なり今日紀律を保ち個人的待遇を施すには其の人を得るにあらずは到底行はれ難し故に押丁を全廢して看守となすには若かさるなりさりながら昔に名稱を變へたるのみを以て足れりとすべからずその名あればその實なくんば非す之を要するに人物を選擇するにあり人物を選擇するには現任の看守押丁の職を解き當局者の詮衡を以て完全無欲の取捨法を探り更に看守の職を奉せしめ然る后漸々教習所に入らしめて養成せば爰に始めて看守たる職分に耻ぢざる人物を得ん果して然らば其の身を以て在監人の縮短たりしむる事を務むるは勿論特に言行を謹み慈愛、廉恥、公正、嚴肅、勉勵等の美德を保持し其の結果は忽ち在監人に影響し改悛感化の境遇に至らしむるを得べし故に余は押丁を全廢し看守の看守たるものを選擇するは今日の急務にして監獄の地位を高むるものまた他にあるべからずとす諸君以て如何となす

○在監人發信書封紙の裏書記載方

に就きて 大坂 洋々 散士

散士一日客と談す談偶々在監人發信書裏書記載方に及ぶ客曰はく在監人發信のおとは監獄則第三十三條に規定する所にして「刑事被告人の通信は當該裁判官の手を經、四人の通信は直に典獄に於て検査の上自ら封皮して發送せるものとす」然れ共其の差出人の名稱記載方に就きては各府縣監獄各々其の趣を異にせり然れども十中の八九

は表紙の裏書には必ず監署の名を記載するもの、如し今其の理由を問へば曰はく監獄署より直に監署名を以て在監人の信書を發送する所以は他なし社會人民をして犯罪の爲めに其の者の監獄にあるを知らざらしめんが爲めなり若し之に反して在監人の名稱を記載せば社會の人人は一ひ其の者の在監者なることを知るか故に彼が他日出監の節には既に社會の信用を失ふか故に再び良民と伍をなすことを得ざるのみならず又之が父兄姉妹たるものも良民と交はるの道を失ひ不信用を求むるの結果は遂に云ふ可からざる困厄に陥るものなり故に監獄は在監人及び之が父兄姉妹たるもの、信用を保護するの趣旨よりかくするものなりと此の説や誠に一理ありと雖も是れ其の一を知りて他に之より生ずる弊害の大なるものあることを知らざるの説と云はざる可からず凡物一理あれば一害のあらは免れざる所なり然れど害多くして利少なきものを採るは不可なり彼の封書に官署名を記載するか如きも一理ありと雖も他に大害あり乞ふ利の少なくして害大なる所以を論せん彼の封皮は在監人の名稱を記載せば社會に漏洩するの恐ありとは是れ昔時人の唱ふる所にして今日は實際上決して漏洩するの恐なきなり何となれば昔時郵便事業の發達せざるときは飛脚人足を用ひしを以て漏洩する場合甚だ多かりき然るに今日郵便電信の事業は逓信省の管する所にして信書の秘密を守るは勿論封皮の姓名と雖も猥りに之を漏洩するが如きこと決してなしと云ふも

不可なし又謂て一方を顧みれば在監人の如きは概して愚漢無賴の徒にして廉耻の何物たるを知らざる者なればその社會に在る固より父兄に捨てられ、姉妹に惡まれ親屬故舊の之を顧みるものなし、此に於てか監署中皆て社會にありしとき一面の識あるものには悉く書面を送りて鉄面皮にも郵税先拂を以て食物差人を依頼し、衣服を下戻して賣却し之に換ふるに書籍の差入を依頼するが如きことありその甚しきに至りては己と不和なるものに向かひて右の如き事柄を依頼するものあり又監視引受を依頼するものあり(監視引受に依りては郵税先拂)此等未納税の通信一たび達するときは受信人は取りて之を讀めば木版を以て監署名の記載ありて判然官署の書類の如し、故に受信人は必ず受取らざる可らざるものと信じ且如何なる事件の起こりしや戦々兢々として郵税を支拂ひ之を繕讀すれば豈計らんこれ官署の書類にはあらずして嘗て己と一面の識ありし人或は既に絶交せし悪友の刑辟に觸れて服役中なる囚人又は刑事被告人の書面ならんとは陳驚憤慨書信を裂き之に唾して地に擲つものあり若し果して初より在監人何某の封書なることを知らば未納税を理由とし符箋して返却せんのみ又完納税なるときは郵便條例第五十四條第一項に「完納税郵便物宛名の家に於ては配達を拒む可らず」とあるを以て一旦之を受取り開封せずして更に封皮の上差出人に返却するも可なり然るに公然官署の名、記載あるに於ては之を受取り婦女の如き開封の上心

ならずも勉めて一二回之が差人を爲し或は監視引受等をなすとありて迷惑を蒙ると屢ありといふ論者或は言はん然らば郵税先拂を廢止せば可なりと云はんと云はん被告人に先拂の通信を許さざるときは之が爲めに被告人は大なる不利益を蒙るとあり何となれば自宅には數百金の貯へあるも突然逮捕せられたるときは一文をも有せざる場合なきに非ず故に豫め未納税の爲め受信者に於て受取らずして返戻したるときは本人の物品を賣却したる上辨償することを誓はせ置くことを要す且郵税先拂を許可せざるときはために被告人の權利を損傷する場合なきにあらず依て之を廢止するは不可なり而して此の弊害は未納税の爲め數錢の損害を受信者に與ふるは未だ以て弊害の大なるものと云ふを得ず然れども他に受信者の名譽を毀損するもどあり名譽を毀損するは實に弊害の大なるものと云はざるを得ず故に余は斷然封皮には在監人の姓名を明記せんを冀望するものなり余は全國各府縣監獄署に於て在監人何の某と姓名を明記あらんことを切望するものなりと此の客は散士の同僚某なりき

小説

○仲をほり

かめや主人

下(めでたし) 其二

小説

さる程に、お富は途々寅吉に、屢々其事由を尋ねけれども、打笑ふのみにて何の答もあらずければ吉因どもに疑はしく、強て尋ねれば、此處は途中人目も多し、汽車の中にて緩々語らんと答へぬ、やかて三里許り来て、汽車に乗込みしも、寅吉何の答もなし、お富は堪へ兼ねて、再び返辭を促せば、寅吉は笑顔して内へ還らば、解りやせん、今一時間許りぞ、幸棒せられよ、と云ふ程に汽車は上野の停車場にはや着きぬ。かくて我家の門に歸れば、寅吉は先に立ち、戸口よりお袋殿今戻りぬと案内すれば、老母は今しも夕餉した、めでありしが、慌て、出で迎へ、ア、ようおそ早う戻られしぞ、お富も戻りてか、無事な顔見て目出たしぞ、狂氣の如くに打喜べば、お富も暫しの別離とはいへ母か顔懐かしく覺わしこととて、嬉し涙に暮れにけり。かゝる所へ、勘六夫婦も入り來たり、共に悦び老母に向かひシテ松藏殿は如何なされしぞと問ふに、老母は今方入湯に往きぬとて、此方を振り向き、ア、お富、其方には未だ言はざりしが、寅吉殿より聞きたりしか、松藏は救免されて戻りしぞ、エ、彼子は早く戻ればよいに、と云ひ居る所へ、松藏入湯より歸り來たり、寅吉お富の歸

小説

り居るを見て、大いに悦び、先づ寅吉に禮言ひかくるを寅吉押へて早く此一部始終を富殿に語り、途中屢尋ねられしも、人に聞かれて善きか悪しきか、何事も語らざりしといひければ、松藏黙頭き實に道理の事なりと、先づお富に是迄親孝行なしてくれたる真心を悦び又禮を述べ坏して、様子を知らねば不審もあるべし、イヤ語さん、聞きねかし。

其方も豫て知る如く、先般工錢を母上に送らんとて、其手紙を出したる後、今日は請取の手紙の来るか、明日は其挨拶のあらんかと、待てど暮らせせ便りなければ、係の役人に伺ひ出でしに役人の申さるゝやう、汝の老母が、金受取りに来たりし故、金渡さんどしたりしに、松藏汝は思ひ違ひしたるなとん、汝の工錢は、帳簿上壹錢もないわいと、云はれて、いたく胸を消し、夫は何たる仰せぞや、無い等は決して御坐らぬと、いひたる時の顔貌は今より思へは何様なりしか、定めて血眼になりつらん、此事裁判所へ訴へても、取還さばよも止まじと一生懸命に諍ひたるに、暫し此處にて待つべしとて、役人は奥へ入りしが稍ありて出で来たり、實は汝の工錢は、あつらんには相違なかつらんも、帳簿の記載漏より、既に其

筋の檢印も済みたる今日となりては詮方なければ、汝には扱ひの詮術もあるべし、此事必ず他言すなどいと懇ろなる役人の口上、如何なる扱ひやあるらんと待ちたるに夫より二十日目の朝なりき、不時に放免せられたり、誠に不思議の幸福を得て、久々に母上に會ふ喜びの隣は、悲みどかや、初めて聞きし其方の身賣り、田舎藝妓と云へば、都の煙賣も同様、そを知らずして伴はれし、其方の不便さよ、よりて寅吉殿と談合して、右の如くに、計らひしに、思ふ圍星に粗ひ違はず、無事の對面悦ばしやと云ひければ、老母勸六寅吉諸どもに、皆目出たしと祝ひけり。

かゝる悦びの中にて、お富一人は浮かぬ顔、母親見咎め汝は心地ばし悪しきにかと尋ねれば、然ればで御坐んす、兄様の御赦免は、來年の七月と聞きつるに、今歸されし事のお懇りよ、兄様のれ咄しなれど、いかに役人のお威勢とはいへ、左る我儘のなるべきか、又寅吉殿と談合して、悪法をかきしどにはあらぬと、大方似たとん計較にて、此身を奪ひかへされしこと、彼は思ひ合はずれば、兄様のお心は未だ直らずて、行末又もかゝる悲しみに遭はるることもやと、思ひ廻せば廻すはと、心細う

御坐んすと、打沈みてぞ泣きにける。

松藏膝を此に向け、其疑ひは無理なとねど、神佛にも照覽われ、松藏全く改心したり、其方を取返したる計策、は悪法に似て悪法なとす、人我につられければ、我亦人につらしどか、古人の金言もある如く、人不法を以て我に對へば、我亦た計議を以て之に應ずるは世の人情なり、且や其方を全うするには、他に然るべき手段もなければ、是非なく斯くおを謀りしなれ、是れは松藏が一世一代必ず心配無用なり、將た刑期中放免せられし不審は、是亦た知らざれば無理ならねど、是は假出獄と申して、れ上に於いて改心の徴候顯著なる者と見止めらるゝときは、刑期中にも放免せらるゝと、稀らしき例にあらすと、最細々と論しければ、お富は初めて安心し莞爾と打笑みつ、然れば兄様もれ上に於いて改心の者との御鑑定にて、其假出獄とやらを赦されたので御坐んすかといへば、アさう聞かれては、チト返答に困れども、兎も角夫に違ひない、然し其原因は、彼の工錢の諍ひなれば、並のどは、聊か違ふ節なきにあらず、されど之に名を付けよとならば、マア「仲直りの假出獄」とか申すべきと、顔を掻き、顔を皺めての、むつかしげなる挨拶に、孰も咄と興

さる程に、老母は、改めて勸六寅吉に禮を述べ、物を贈るに、松藏お富も言葉盡くして、其深切を悦び聞こぬ、永く眞實の交はりを結びぬ。松藏は是より全く改心し、老母に孝行お富に愛憐、家業に出精しける程に、老母は其年の暮になり、兩人を夫婦となしけるに、その仰いと睦ましくして、其家次第に富み榮むけるとぞめでたし。

獄事彙報

●自由黨と監獄制度 自由黨に於て第五議會に監獄制度の改正案を提出する計畫ある趣は前報にも掲げしが聞所によれば自由黨の該改正案を提出せんとするの要領は從來の雜居を改めて分房制とし且つ出獄人保護會社の設立を獎勵して再犯を預防せんとするに在り歐米諸國に於ても分房制のもとに就ては種々の議論あり囚人をして全く交際を斷たしむるは其天性を害して自然狂疾を發せしむるの恐ありとの説もありたりは是迄の経験によれば此の如き害もなく歐米諸國に於ても追々自其義の監獄制度に倣ひ五年或は三年二年等の短期刑には既に分房制を實施して改善の効を奏し大に再犯者を減するの結果を得たれば我國に於ても此制を探り且つ出獄人保護會社も既に兵庫、新潟、静岡を始め凡そ十ヶ所の設置あれば尚ほ之を獎勵して各縣に設立し以て再犯を預防せんとする目的なりと但自由黨に於ては目下事情ありて右の調査を中止し居る趣なれば本年の議會には或は提出せざるかも圖られずと云ふ。

(明治廿六年十月廿五日東京朝日新聞)

●看守の増給と地方税の關係 政府は勸令第百十五號を以て看守の俸給最下限を八圓と定められしが同勸令によりては地方税支辨に少からざる影響及すならん實に東京府の如き年々看守の給料増加し去年四年度には看守の給料二万四千五百七十六圓看守二百五十六人一個當り平均八圓なりしが去る廿三年十月勸令第二百廿九號によりて看守の多年勤続のものは十五圓及び十二

獄事彙報

獄事彙報

●監獄協會の改選 監獄協會は本年七月に於ては更に看守の俸給平均八圓二角五分となり人員も二百九十三人に増加し金額に於ては二万九千七百圓に増加せり左れば廿六年度の如きも俸給平均は八圓廿五銭なれど看守の数は三百六十六人なり其給料實に三万二千八百八十四圓に増加せり然るに今度の勅令によれば六年度の看守は八圓に増給せらるるが看守の常置委員は如何なる方法を以て請するかと知らざるも現在看守の數三百六十六人の内假りに二百人を六圓七圓のものとして彼等八圓を給するにせよ七圓に給して二圓を増加し一月二百圓の増給七圓給へば百圓の増給となる割にして一ヶ月三千六百圓の増加なり加ふるに看守救助、賞與金等にも又影響あるべしといふ

(明治廿六年十月廿五日毎日新聞)

●佐賀監獄の瓦及び繩買占 佐賀監獄に於ては豫て囚徒に瓦及び繩を製造せしむるの故に其製造貯蓄して居たる高量なからざりしが過日の暴風雨より且各家多少の損害を蒙りし事とて商人は瓦と繩との需要に増加すべく且つ其の價も騰貴すべきを豫見し風雨の激しきを冒かして右監獄に行き悉く之を平常の廉價に買占めたりと此事たる一方の商人より云へば騰貴の爲し方々も評すべけれども又一方より云へば監獄署員にて瓦と繩との購買すべきを知らざるにあらざるべきにオイヤレの二ツ返許にて悉く之を賣拂ひたりとは誠に奇怪にして且被害者に不親切の致方ならずと云ふ者あり

(明治廿六年十月十九日肥後日報)

●重罪囚徒の護送 當市兵庫南邊瀬川町なる兵庫假留監に於て今度廢止せらるるに於て同監に繋ぎある重罪囚徒二百四名に看守長以下看守、押丁廿九名附添ひ昨日正午十二時頃濱へ向け出帆の郵船會社汽船近江丸にて北海通船路集港船へ護送せり尤も右近江丸より小樽迄の定期船に付き函館に着の上該船に接せり夫れより川路集港船へ護送する手筈なりと云ふ因に記す兵庫假留監に繋ぎある重罪囚徒二百七名なるも内三名は赤痢病に罹り目下治療中なるに付き右三名の患者を殘し他は總て護送したるものにて残り三名の患者も全治次第直に護送してつて悉く同監へ引拂ひ替なり

(明治廿六年十月廿一日神戸又新日報)

●六角典獄の美事 福井縣典獄六角新雲氏が京都府典獄に轉任したることは既に報せしが氏の將に任地に赴かんとするや有志相繼ぎ盛筵を張つて氏の行を送らんと望む氏辭して曰く今や政改前夜にして國費多端増し畏く此の御調度へ節減せらるる、折衝吾等安んず大金を消費せし酒肴の爲に一時的の快を得んを得んや諸氏に志あらば其實を醜めて監獄中の感化保護等に施されし是れ余が本懐なりと有志乃氏の言の如く

(明治廿六年十月十九日佐賀自由)

●參事官と典獄の劇論 京都府邸内にて森本參事官と新任六角典獄との間に國監獄協會には同協會よりも適當の委員を擧げて出席せしめ以て治獄問題に對する我國の實況を萬國に知らしむべしとの説を主張し居る會員ありと云へ

(明治廿六年十月廿四日時事新報)

●滋賀監獄の改良 滋賀縣には現任典獄山口一成氏が就任以來只政改革の方針を採りしより兎角の風評もありしが氏は鋭意改良に從事せし結果として昨今好成绩を見るに至りしと云開は(一)改良の第一着手として囚徒の食糧に等給を定め職業成績の等差に由りて時々等級の擧降を行ふ事として囚徒の食糧に等給して工事を勵むに爲りて同監獄の工費収入は大に増加したり(二)從來工業の原料を買入れて後役に就かしめを改めて悉皆他より請負仕事せしめより工費の収入は減少す純益となり(三)看守押丁の勤務を顯示せしめ爲りて來る人員の不足を感じたりしを將來は若干の人員を減じ得らるゝと云ふことの結果二十七年年度に於て幾分を減すべし(四)將來は押丁を悉皆廢止しに代るに看守のみを用ふるの方針を採り先づ二十七年より其一半を實施するの見込にて從來押丁三人を要せしが將來は看守二人にて其事務は却て持ち五業務を補助にして人民に便利を與へたる等々を見るべきものありて監獄當局の如きは大に其譽を發し居れりと云ふ

(明治廿六年十月二十三日大阪毎日新聞)

●獄事改良に就て(某當局者の考案)監獄の事に關しては豫て情通の名もあり現に監督の地位にある某當局者の獄事改良案に曰く政府が率先して監獄の改良を圖らざる可からざるは勿論の事に幸に今の内務大臣は之に努められ其の制度に就ての取調も大に歩武を進められたる尙あらずしきは民間に獄事改良を助くる者の出で來らんと是なり元來罪囚なるものは社會の疾病に譬へ此の病を除くは社會自衛上の要務とするを努めしめて健全なる社會をあらざるなり故に懲罰の事務は如何なる社會の政府も皆之を認許せしむべし然れども政府の宜しく爲すべき事には又夫々の界限あり獄事を以て之を言へば病後發の防衛に如き放免の保護の如きは既に病前の衛生に比すべし監獄事務の當に政府に於て擔當せざるべからざる者とは少く異なり故に監獄事務に於ては最少年の感化院放免の保護の如きは如何れ社會慈善者の私欲に係り政府は保護所二設備を司る而して三者の併立は若し社會の疾病を感し我邦に感化院及び保護所二設備の必要なるは今や及之を知る而も其費用を企つる者なきは何ぞや之れが先者なればなり故に予は近日獄事に關係ある有力者と聯合して今の監獄協會を助け同協會を以て奮つて是等の事業に當らしむるの意あり計畫略々然れども種發表の期に至らず放免保護所の事には之を猶にすれば第二の監獄を作るの觀ありべきに付き其の注意を要し且資金の募集も一大難事なれども其邊に就ては多少の胸算なきにあらずと云ふ

獄事彙報

●監獄協會の改選 監獄協會は本年七月に於ては更に看守の俸給平均八圓二角五分となり人員も二百九十三人に増加し金額に於ては二万九千七百圓に増加せり左れば廿六年度の如きも俸給平均は八圓廿五銭なれど看守の数は三百六十六人なり其給料實に三万二千八百八十四圓に増加せり然るに今度の勅令によれば六年度の看守は八圓に増給せらるるが看守の常置委員は如何なる方法を以て請するかと知らざるも現在看守の數三百六十六人の内假りに二百人を六圓七圓のものとして彼等八圓を給するにせよ七圓に給して二圓を増加し一月二百圓の増給七圓給へば百圓の増給となる割にして一ヶ月三千六百圓の増加なり加ふるに看守救助、賞與金等にも又影響あるべしといふ

(明治廿六年十月廿五日毎日新聞)

●佐賀監獄の瓦及び繩買占 佐賀監獄に於ては豫て囚徒に瓦及び繩を製造せしむるの故に其製造貯蓄して居たる高量なからざりしが過日の暴風雨より且各家多少の損害を蒙りし事とて商人は瓦と繩との需要に増加すべく且つ其の價も騰貴すべきを豫見し風雨の激しきを冒かして右監獄に行き悉く之を平常の廉價に買占めたりと此事たる一方の商人より云へば騰貴の爲し方々も評すべけれども又一方より云へば監獄署員にて瓦と繩との購買すべきを知らざるにあらざるべきにオイヤレの二ツ返許にて悉く之を賣拂ひたりとと誠に奇怪にして且被害者に不親切の致方ならずと云ふ者あり

(明治廿六年十月十九日肥後日報)

●重罪囚徒の護送 當市兵庫南邊瀬川町なる兵庫假留監に於て今度廢止せらるるに於て同監に繋ぎある重罪囚徒二百四名に看守長以下看守、押丁廿九名附添ひ昨日正午十二時頃濱へ向け出帆の郵船會社汽船近江丸にて北海通船路集港船へ護送せり尤も右近江丸より小樽迄の定期船に付き函館に着の上該船に接せり夫れより川路集港船へ護送する手筈なりと云ふ因に記す兵庫假留監に繋ぎある重罪囚徒二百七名なるも内三名は赤痢病に罹り目下治療中なるに付き右三名の患者を殘し他は總て護送したるものにて残り三名の患者も全治次第直に護送してつて悉く同監へ引拂ひ替なり

(明治廿六年十月廿一日神戸又新日報)

●六角典獄の美事 福井縣典獄六角新雲氏が京都府典獄に轉任したることは既に報せしが氏の將に任地に赴かんとするや有志相繼ぎ盛筵を張つて氏の行を送らんと望む氏辭して曰く今や政改前夜にして國費多端増し畏く此の御調度へ節減せらるる、折衝吾等安んず大金を消費せし酒肴の爲に一時的の快を得んを得んや諸氏に志あらば其實を醜めて監獄中の感化保護等に施されし是れ余が本懐なりと有志乃氏の言の如く

(明治廿六年十月十九日佐賀自由)

●參事官と典獄の劇論 京都府邸内にて森本參事官と新任六角典獄との間に國監獄協會には同協會よりも適當の委員を擧げて出席せしめ以て治獄問題に對する我國の實況を萬國に知らしむべしとの説を主張し居る會員ありと云へ

(明治廿六年十月廿四日時事新報)

●滋賀監獄の改良 滋賀縣には現任典獄山口一成氏が就任以來只政改革の方針を採りしより兎角の風評もありしが氏は鋭意改良に從事せし結果として昨今好成绩を見るに至りしと云開は(一)改良の第一着手として囚徒の食糧に等給を定め職業成績の等差に由りて時々等級の擧降を行ふ事として囚徒の食糧に等給して工事を勵むに爲りて同監獄の工費収入は大に増加したり(二)從來工業の原料を買入れて後役に就かしめを改めて悉皆他より請負仕事せしめより工費の収入は減少す純益となり(三)看守押丁の勤務を顯示せしめ爲りて來る人員の不足を感じたりしを將來は若干の人員を減じ得らるゝと云ふことの結果二十七年年度に於て幾分を減すべし(四)將來は押丁を悉皆廢止しに代るに看守のみを用ふるの方針を採り先づ二十七年より其一半を實施するの見込にて從來押丁三人を要せしが將來は看守二人にて其事務は却て持ち五業務を補助にして人民に便利を與へたる等々を見るべきものありて監獄當局の如きは大に其譽を發し居れりと云ふ

(明治廿六年十月二十三日大阪毎日新聞)

●獄事改良に就て(某當局者の考案)監獄の事に關しては豫て情通の名もあり現に監督の地位にある某當局者の獄事改良案に曰く政府が率先して監獄の改良を圖らざる可からざるは勿論の事に幸に今の内務大臣は之に努められ其の制度に就ての取調も大に歩武を進められたる尙あらずしきは民間に獄事改良を助くる者の出で來らんと是なり元來罪囚なるものは社會の疾病に譬へ此の病を除くは社會自衛上の要務とするを努めしめて健全なる社會をあらざるなり故に懲罰の事務は如何なる社會の政府も皆之を認許せしむべし然れども政府の宜しく爲すべき事には又夫々の界限あり獄事を以て之を言へば病後發の防衛に如き放免の保護の如きは既に病前の衛生に比すべし監獄事務の當に政府に於て擔當せざるべからざる者とは少く異なり故に監獄事務に於ては最少年の感化院放免の保護の如きは如何れ社會慈善者の私欲に係り政府は保護所二設備を司る而して三者の併立は若し社會の疾病を感し我邦に感化院及び保護所二設備の必要なるは今や及之を知る而も其費用を企つる者なきは何ぞや之れが先者なればなり故に予は近日獄事に關係ある有力者と聯合して今の監獄協會を助け同協會を以て奮つて是等の事業に當らしむるの意あり計畫略々然れども種發表の期に至らず放免保護所の事には之を猶にすれば第二の監獄を作るの觀ありべきに付き其の注意を要し且資金の募集も一大難事なれども其邊に就ては多少の胸算なきにあらずと云ふ

獄事彙報

獄事彙報

出獄人保護事業を奨励して之が爲に年々私立社社に向て補助を與ふるは差に宜なりと云ふべし現今英佛の二國は保護事業最も進歩し他國の好模範となるべきもの少からざるを以て我國に於ても出獄人保護事業を興起するに於て此等諸國の真制を參照し適當の組織方法を設けて完全なる保護會社を設立するは今日の一大急務なりと信す要するに出獄人保護會社の自立して業を営み若くは職工等に類はるゝ迄の間之に相當の職業を授け訓戒を施し以て真心悔悟の實を擧げしむるに在り但だ其の組織方法の宜しきを得るは極めて必要なり若し其の組織方法の宜しきを得ざらんや當に保護事業の目的を達する能はざるのみならず監獄に於けるよりしりて一層の弊害を生ずることあるに至るべし是れ吾人の第一に研究すべき要件なり聞く傳聞に於てはセーメ州の放免因保護會社の組織方法宜しきを得るに至るより以來幼年囚中再犯以上の者百分之七十より漸次百分の六十に減じ其後更に減じて百分の三強となりて以て其の頗る好結果を得たることを證するに足れり

人口百五十五萬餘に達し罪囚四千内外を有する我が帝國の首都東京に於て未だ出獄人保護會社設立の舉あるを見ざるは吾人の頗る遺憾とするところなり現に府下の諸監獄には別房留置人三百五十人内外あり若し出獄人保護會社の如きものありて此等の留置人をも引取りて保護を加ふるに至るべきは大に在獄囚を減少するを得べしと信す是亦保護會社の必要ある所以なり其他北海道集治監に拘禁せらるゝ所の七千の重罪囚中より百餘名は明年刑期満ちて當に放免せらるべしと聞かざるは此等の囚徒が出獄の後正業に就くべし能はずして糊口に窮するに至るべきは忽ち不真の心を起し再び罪を犯すべし能はずして糊口に害毒を流すに至るべきは理の最も明き所ものなり此等の出獄人を保護し之を以て農業其他の生産的職業に従事せしむるに於ては拓地移民の一策となりて國家の爲めに一舉兩全の利を收むるに至らん出獄人保護事業を擴張するは實に今日に於て最大急務なるべしと信じて疑はざる所なり

(明治廿六年十月十七日東京朝日新聞)

●拘留監の移轉に就て 福岡監獄署は是迄既決監と未決監と其位置大に隔たり居れるより今同之を一所に置くの議其筋に起り今この拘留監を福岡須崎町なる既決監の西即ち須崎町に移さん目下同町居住の人に就きて福岡市役所より土地買収の相談を爲し居れる由なるが同町三十五六月は右拘留監移轉に付き大に苦情を訴は居れり今其苦情を重なる町々にも遠からず極めて便利の地なり今や博多築港の論も起り技師の取調べによれば築港は之れを博多に爲すは難く福岡に爲す方設計上大に便利なりとのとなれば後來若し築港論の實行せらるゝ時は其地は其要地に當り製作工場建築地としては無上の好位置なれば其隙は大に地價の騰貴を見るべく免に角後來有望の土地な

れば今にして安價を以て買収せらるゝは實に速感なり殊に夷町の海岸には流船常に三十餘艘を繋ぎ漁民は之れが爲めに生計を営み居れるに一朝此の海岸を他に奪ひ去らるゝに於ては忽ち生計の道を失ふに至るべしと種々の苦情を付きて目下同町内の人は固より同町の人々も其集會の席に參するありて協議する所あり其筋に向つて右土地の買収を拒まんぞとされども其筋は固より夫等を訴へつゝありき、右の苦情の外にも元來福岡監獄の福岡須崎町に置かれたるは其地に適したるものにあらずの論あり一時は監獄移轉論の起りたるもある位なると言回照も多くの地所を買入りて拘留監を新築せんよりは一層の監獄を他の適當の地に移轉し拘留監も亦た其近傍に新築ある方便なりべきに云ふ向もありきと目下の一問題と云ふべし

(明治廿六年十月十三日博多市福岡日日新聞)

●静岡監獄署内の出火 昨朝七時廿分静岡市警署附近にて火事ありと呼ぶ聲がしく起り之れと同時に静岡監獄署内一面の煙を冠りたるに此れが常城内なる静岡監獄署外なる同署のマツ製造工場築造の煙より發火し其の底へ燃上りたるものにて看守丁の面々は早くも馳付け哨筒二挺を以て必死に消防したるため幸に大事に至らずして鎮火せしは同八時廿分なり因に記す同工は先頃もボヤの騒ぎありしに遺面又々如此き騒ぎあり當局者の御注意を願ひしけれ

(明治廿六年十月十五日静岡市東海晚報新聞)

●出獄人旅費を乞ふ 監獄署に於て久しく入監し居たる東京人三名が昨日証憑不充分にて豫書に於て免訴となり出獄したるも一錢の旅費なきより警察署へ出頭して旅費を乞ひたれど署長は一人五十錢位の外は與ふべき道なれば裁判所へ出頭すべしと云はれしとて三名は更に裁判所へ至り乞ふ所ありたるも金ほ出すべき道なしと云はれしとて豫書控捕生列事に面會を求めしが當日出勤なかりしこの事にて彼等は同列事の官會に到りて乞はんか或は市役所に就て乞はんかと向ふ所に若し居たりし趣き如何せしにや

(明治廿六年十月十五日東北日報)

●看守囚人の注意を受く 先夜の事なり看守徳田某監獄内を巡視の節或る一人の看守監獄に上官を誹謗せるの聲を爲し居たる故之れを尤めたるより互に一擧の口論を起り右看守は抜劍して徳田某に斬りしらんんと果ては大喝嘩と爲りし囚人より痛く面責せられて其德無事に済みしとて困り看守もあるもの哉

(明治廿六年十月六日豊州新報)

●看守停給令改正の理由 昨日の官報を以て發布したる看守停給令改正の理由に於て相同じきのみならず滿十年以上勤続看守に對する救助法に於ても同様なるに獨り巡査は最下給を八割と改められたるも看守は矢張六割を以て最下給と爲し居り大に平衡を得ずとの議論より今回之を改正して巡査と最下給を同一に爲したるものなりと云ふ

(明治廿六年十月二十一日日誌)

